

# 伊 勢 市 公 報

第 58 号  
平成 20 年 4 月 7 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例	3
○ 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市国民健康保険財政調整基金条例等の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市指定団地企業立地促進条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市営住宅管理条例等の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市休日・夜間応急診療所条例及び伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	39
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	41
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	44
○ 伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する規則	49
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	52
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	66
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	68
○ 伊勢市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	70
○ 伊勢市福祉伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	72
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	75
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	79
○ 伊勢市後期高齢者医療規則	85
○ 伊勢市消防団規則の一部を改正する規則	89
○ 伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則を廃止する規則	94
○ 伊勢市指定団地企業立地促進条例施行規則	96
○ 伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則	116
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則及び伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	118
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	121
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	123
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	125
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	127
○ 就学等に関する規則の一部を改正する規則	129
○ 伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則	131
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程	137
○ 伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程の一部を改正する規程	141
○ 伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程の一部を改正する規程	144
○ 伊勢市工芸指導所運営協議会規程を廃止する規程	146
<b>教育委員会訓令</b>	
○ 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程	148
<b>告 示</b>	

○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	154
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	155
○ 平成 19 年度分固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	171
○ 平成 19 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	172
○ 道路の区域変更について	173
○ 道路の供用開始について	174
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	175
<b>上下水道告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	176
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	177
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	178
○ 犬の抑留について	179
○ 犬の抑留について	180
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧について	181
○ 土地収用法第 26 条の 2 第 1 項の規定による事業の認定に伴う図面の縦覧について	182
○ 都市公園の供用開始について	183
○ 都市公園の供用開始について	184
○ 農用地利用集積計画の作成について	186
<b>公 表</b>	
○ 監査委員公表	187

伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 1 号

### 伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項並びに第 9 条の規定に基づき、公益法人等への本市職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第 2 条 任命権者は、法第 2 条第 1 項各号に規定する団体のうち規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。）
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
- (4) 伊勢市職員の定年等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 23 号）第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第 28 条第 2 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 29 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に

該当して停職にされている職員その他同法第 35 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第 2 条第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 1 項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る当該職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

（派遣職員の職務への復帰）

第 3 条 法第 5 条第 1 項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

(2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

(3) 派遣職員の職員派遣が前条第 1 項に規定する取決めに反することとなった場合

(4) 派遣職員が地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することとなった場合

(5) 派遣職員が地方公務員法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

(6) 派遣職員が地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する伊勢市職員給与条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)第36条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関する伊勢市職員退職手当支給条例の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における伊勢市職員退職手当支給条例(平成17年伊勢市条例第46号。以下「退職手当支給条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当支給条例第4条第2項、第5条第1項及び第6

条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当支給条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

- 2 派遣職員に関する退職手当支給条例第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は退職手当支給条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。
- 3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。
- 4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当支給条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）

第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

（報告）

第9条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 2 号

### 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例

伊勢市特別会計条例（平成 17 年伊勢市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の伊勢市特別会計条例第 1 条第 5 号に規定する福祉資金貸付事業特別会計（以下「改正前の特別会計」という。）の平成 19 年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の特別会計に属する権利及び義務は、平成 19 年度の収入及び支出に係るもので同年度の出納の閉鎖の際に福祉資金貸付事業特別会計に属するものにあつてはその出納の閉鎖の際に、その他のものにあつてはこの条例の施行の際に、それぞれ一般会計に帰属するものとする。

伊勢市国民健康保険財政調整基金条例等の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 3 号

伊勢市国民健康保険財政調整基金条例等の一部を改正する条例

(伊勢市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市国民健康保険財政調整基金条例（平成 17 年伊勢市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「老人保健拠出金」を「後期高齢者支援金等」に改める。

(伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

(伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 3 号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 4 号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号中「10 分の 1」を「10 分の 2」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

- (4) 法第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3

第 7 条第 2 項中「含む」の次に「。第 8 条第 2 項において同じ」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 9 条中「市は」の次に「、法第 72 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加える。

第 11 条中「国民健康保険法施行令」の次に「(昭和 33 年政令第 362 号)」を、「) 及び」の次に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第 11 条の 2 各号列記以外の部分中「保険料」を「保険料の賦課額」に、「退職被保険者（法第 8 条の 2 第 1 項に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。）又は退職被保険者の被扶養者（同条第 2 項に規定する退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ）」を「法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という）」に改め、同条各号を次のよ

うに改める。

- (1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）
- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法

の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第 72 条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第 72 条の 4 第 1 項の規定による繰入金、法第 72 条の 5 の規定による負担金、法第 74 条の規定による補助金、法第 75 条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

第 12 条中「第 10 条の者に対して課する」を削り、「ときは」を「場合には」に改める。

第 13 条第 1 項中「次条、第 16 条、第 18 条の 4 及び第 18 条の 5 において」を「以下」に改める。

第 14 条の見出し中「基礎賦課額」を「一般被保険者に係る基礎賦課額」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」を「一般被保険者に係る基礎賦課額」に改め、同条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又



はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に 2 分の 1 を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

第 15 条中「第 10 条の者に対して課する」を削り、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第 17 条の見出し中「及び世帯別平等割額」を削り、同条中「及び世帯別平等割額」を削り、「第 14 条に規定」を「第 14 条の規定により算定」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第 17 条の 2 第 15 条の世帯別平等割額は、第 1 号又は第 2 号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号又は第 2 号に定める額とする。

- (1) 第 2 号に掲げる世帯以外の世帯 第 14 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 14 条第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額

第 18 条の 6 中「8 万円」を「9 万円」に改め、同条を第 18 条の 15 と

する。

第 18 条の 5 を第 18 条の 14 とし、第 18 条の 4 を第 18 条の 13 とし、第 18 条の 3 を第 18 条の 12 とする。

第 18 条の 2 第 2 号中「第 74 条及び第 75 条」を「第 75 条」に、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第 72 条の 2 の 2 第 1 項」を「第 72 条の 3 第 1 項」に改め、同条を第 18 条の 11 とする。

第 18 条中「退職被保険者等とが」を「退職被保険者等が」に、「第 22 条」を「第 22 条第 1 項」に、「53 万円」を「47 万円」に改め、同条の次に次の 9 条を加える。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 18 条の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第 22 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
- (2) 当該年度における法第 70 条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 72 条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 75 条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 75 条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）

ものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合計額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第18条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第18条の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第18条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 18 条の 6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 18 条の 7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 18 条の 5 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 18 条の 8 第 18 条の 6 の被保険者均等割額は、第 18 条の 5 の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第 18 条の 9 第 18 条の 6 の世帯別平等割額は、第 1 号又は第 2 号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号又は第 2 号に定める額とする。

(1) 第 2 号に掲げる世帯以外の世帯 第 18 条の 5 第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 18 条の 5 第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 18 条の 10 第 18 条の 3 又は第 18 条の 6 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、12 万円を超えることができない。

第 20 条の見出しを「(普通徴収に係る納期)」に改め、同条第 1 項中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその分割金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第 21 条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等が

あった場合)

第 21 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第 12 条、第 15 条、第 18 条の 3 若しくは第 18 条の 6 の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第 18 条の 12 の額又は次条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 12 条、第 15 条、第 18 条の 3 若しくは第 18 条の 6 の額又は第 18 条の 12 の額又は次条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「53 万円」を「47 万円」に改め、同項第 1 号中「及び当該年度の保険料賦課期日」を「、当該年度の保険料

賦課期日」に、「被保険者につき」を「被保険者及び特定同一世帯所属者につき」に改め、同項第2号中「)の数」の次に「と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数」を加え、同項第3号中「被保険者の数」の次に「と特定同一世帯所属者の数の合計数」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項各号の」を「前項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の3又は第18条の6」と、「47万円」とあるのは「12万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

第22条第5項中「前各号」を「第1項及び第2項」に、「第18条の3」を「第18条の12」に、「53万円」を「47万円」に、「8万円」を「9万円」に、「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第5項において読み替える場合を含む。)」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号(第5項において読み替える場合を含む。)」と、第4項中「第14条」とあるのは「第18条の5」を「第14条」とあるのは「第18条の14」に改め、同項を同条第4項とする。

第28条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

- (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- (イ) 船員保険法の規定による被保険者
- (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- (エ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- (オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第 28 条第 2 項中「納期限」を「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第 31 条中「第 18 条の 3」の次に「、第 18 条の 6、第 18 条の 12」を、「第 22 条の基礎賦課額」の次に「、後期高齢者支援金等賦課額」を加え、「合算額及び」を「合算額、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額との合算額及び」に改める。

附則中第 2 条の 2 から第 7 条までを削り、第 2 条の次に次の 2 条を加える。



(平成 20 年度及び平成 21 年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第 3 条 平成 20 年度及び平成 21 年度における第 11 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 号中「保険事業に要する費用の額」とあるのは「保険事業に要する費用の額、法附則第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金その他」とする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第 4 条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」とあるのは「所得税法」とする。

附則第 8 条中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同条を附則第 5 条とする。

附則第 9 条中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加

え、同条を附則第 6 条とする。

附則第 10 条第 1 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同条を附則第 7 条とする。

附則第 11 条中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同条を附則第 8 条とする。

附則第 12 条第 1 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同条を附則第 9 条とする。

附則第 13 条を附則第 10 条とする。

附則第 14 条中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同条を附則第 11 条とする。

附則第 15 条中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同条を附則第 12 条とする。

附則第 16 条を附則第 13 条とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 11 条から第 18 条の 15、第 21 条及び第 22 条の規定は、平成 20 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 19 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 5 号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年伊勢市条例第11号)  
の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出し中「及び平成 19 年度」を「から平成 20 年度までの各年度」に改め、附則に次の 1 項を加える。

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 365 号）による改正後の平成 18 年介護保険等改正令（以下この項において「新平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 20 年度の保険料率は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 3 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 1 号に該当するもの  
3 万 9,840 円
- (2) 第 3 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 2 号に該当するもの  
3 万 9,840 円
- (3) 第 3 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 3 号に該当するもの  
4 万 3,680 円
- (4) 第 3 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主

及びすべての世帯員(新平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 5 号に該当する者(以下この項において「第 5 号該当者」という。)に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 1 号に該当するもの 4 万 8,000 円

(5) 第 3 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 2 号に該当するもの 4 万 8,000 円

(6) 第 3 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 3 号に該当するもの 5 万 1,840 円

(7) 第 3 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 4 号に該当するもの 5 万 5,680 円

#### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市指定団地企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 6 号

### 伊勢市指定団地企業立地促進条例の一部を改正する条例

伊勢市指定団地企業立地促進条例（平成 19 年伊勢市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「(事業用定期借地)」に改め、同条第 1 項中「第 24 条に定める事業用借地権」を「第 23 条第 2 項に定める事業用定期借地権」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生



## 伊勢市条例第7号

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例（平成19年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを削る。

第8条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「施設等」を「広場及び係留施設（以下「施設等」という。）」に、「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第9条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第5条とする。

第10条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「第8条第1項」を「第4条第1項」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条第2項中「利用」を「使用」に改め、「又は指定管理者」を削り、同条を第6条とする。

第11条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「使用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に、「の範囲内において、指定管理者が定める」を「とする」に、「係留利用」を「係留使用」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第7条とする。

第12条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第8条とする。

第13条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に、

「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第14条の見出し中「目的外利用等」を「目的外使用等」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第10条とする。

第15条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第16条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に、「第10条第1項」を「第6条第1項」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第17条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第13条とする。

第18条を第14条とする。

別表中「(第7条関係)」を「(第11条関係)」に、「ターミナル広場利用料金」を「ターミナル広場使用料」に、「利用区分」を「使用区分」に、

夜間	全日	時間外 又は超 過時間
18時～ 22時	9時～ 22時	1時間 当り
円 6,000	円 13,000	円 1,000
8,000	19,500	1,500

を

全日	時間外 又は超 過時間
9時～ 17時	1時間 当り
円 8,000	円 1,000
12,000	1,500

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 8 号

伊勢市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

(伊勢市営住宅管理条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市営住宅管理条例(平成 17 年伊勢市条例第 163 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 54 条」を「第 55 条」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、「第 4 号」の次に「及び第 6 号」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(6) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第 7 条第 1 項中「前条第 1 項各号」を「前条第 1 項第 1 号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

第 12 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第 13 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第 40 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)

第 40 条第 4 項中「第 5 号までの規定」を「第 5 号まで又は第 8 号の規定のいずれか」に改める。

第 51 条の 5 第 3 号中「第 6 号まで」の次に「及び第 8 号」を加える。

第 54 条を第 55 条とし、第 53 条の次に次の 1 条を加える。

(資料提供の要求)

第 54 条 市長は、入居決定者若しくは同居親族又は入居者若しくは同居者が暴力団員に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署その他関係機関に対し資料の提供を求めることができる。

(伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

- (4) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 14 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第 30 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (7) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

第 33 条を第 34 条とし、第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(資料提供の要求)

第 33 条 市長は、入居決定者若しくは同居親族又は入居者若しくは同居者が暴力団員に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署その他関係機関に対し資料

の提供を求めることができる。

(伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年伊勢市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の場合は、この限りでない。

第8条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第9条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第13条中「第54条」を「第55条」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

伊勢市休日・夜間応急診療所条例及び伊勢市病院事業の設置等に関する

条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第9号

伊勢市休日・夜間応急診療所条例及び伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正)

第1条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例(平成17年伊勢市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

(伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市病院事業の設置等に関する条例(平成17年伊勢市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢市休日・夜間応急診療所条例及び伊勢市病院事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療報酬の算定について適用し、施行日前に行われた診療報酬の算定については、なお従前の例による。



伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 5 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「、介護保険被保険者証及び介護保険資格者証」を「、介護保険被保険者証、介護保険資格者証、旧被扶養者異動連絡票及び特定同一世帯所得者異動連絡票」に、「及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を「、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、旧被扶養者異動連絡票及び特定同一世帯所得者異動連絡票」に改め、同表市長印の項中「国民健康保険事務職員証」の次に「、後期高齢者医療事務職員証」を加え、「、老人保健法医療受給者証、老人保健特定疾病療養受療証、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証、老人保健法による負担区分等証明書、老人保健法による認定証明書」を削り、「国民健康保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加え、同表出納員印の項中「国民健康保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加え、「工芸指導所の」を「産業支援課の」に、「工芸指導所長」を「産業支援課長」に、

「	<table border="1"> <tr> <td>建築住宅課長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>料金課長</td> <td>1</td> </tr> </table>	建築住宅課長	2	料金課長	1	を	「	<table border="1"> <tr> <td>建築住宅課長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>料金課長</td> <td>2</td> </tr> </table>	建築住宅課長	2	料金課長	2	に改め、
建築住宅課長	2												
料金課長	1												
建築住宅課長	2												
料金課長	2												

「	<table border="1"> <tr> <td>産業支援センター準備室の所管事務に係る諸収入金の収納</td> <td>産業支援センター準備室長</td> <td>1</td> </tr> </table>	産業支援センター準備室の所管事務に係る諸収入金の収納	産業支援センター準備室長	1	、
産業支援センター準備室の所管事務に係る諸収入金の収納	産業支援センター準備室長	1			

「	<table border="1"> <tr> <td>二見総合支所産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納</td> <td>二見総合支所産業建設課長</td> <td>1</td> </tr> </table>	二見総合支所産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所産業建設課長	1	、
二見総合支所産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所産業建設課長	1			

小俣総合支所産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所産業建設課長	1	及び
----------------------------	--------------	---	----

御菌総合支所産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	御菌総合支所産業建設課長	1	を削る。
----------------------------	--------------	---	------

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 6 号

### 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 産業部に属する機関（第 27 条）」を削り、「第 5 節」を「第 4 節」に、「第 28 条—第 30 条」を「第 27 条—第 29 条」に、「第 6 節」を「第 5 節」に、「第 31 条・第 32 条」を「第 30 条・第 31 条」に「第 33 条—第 37 条」を「第 32 条—第 36 条」に改める。

第 3 条健康福祉部の部医療保険課の項中「国民年金係」を削り、同条産業部の部中「産業支援センター準備室 企画調整係」を「産業支援課 産業支援係」に改める。

第 6 条総務部の部管財契約課の款契約係の項第 3 号中「建設工事等指名入札参加資格審査委員会」を「伊勢市契約審査委員会」に改め、同条生活部の部市民参画交流課の款市民参画交流係の項第 6 号中「農村環境改善センター」を「沼木農村環境改善センター」に改め、同部戸籍住民課の款届出係の項第 11 号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同条健康福祉部の部健康課の款中第 15 号を第 16 号とし、第 6 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

第 6 条健康福祉部の部医療保険課の款福祉医療係の項第 1 号中「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同款国民健康保険給付係の項中第 10 号を第 14 号とし、第 9 号の次に次の 4 号を加える。

(10) 国民年金被保険者の資格に関すること。

(11) 国民年金保険料の免除に関すること。

(12) 国民年金の裁定請求書の受理に関すること。

(13) その他国民年金に関すること。

第6条健康福祉部の部医療保険課の款国民年金係の項を削り、同部生活支援課の款支援係の項に次の1号を加える。

(4) 中国残留邦人等の生活支援に関すること。

第6条産業部の部企業誘致課の款企業誘致係の項第3号中「朝熊山麓産業支援用地」を「サン・サポート・スクエア伊勢」に改め、同部産業支援センター準備室の款を次のように改める。

#### 産業支援課

##### 産業支援係

- (1) 産業支援センターの管理運営に関すること。
- (2) 産業支援センターの施設及び設備の使用許可に関すること。
- (3) 産業支援センターの使用料及び手数料の収納に関すること。
- (4) 産業支援センターに設置する木工機器及び試験機器等の維持管理に関すること。
- (5) 工業振興の企画及び調整に関すること。
- (6) 企業支援に関すること。
- (7) 起業家の支援・育成に関すること。
- (8) 各種情報の収集、発信に関すること。
- (9) 産学官の連携及び企業間交流に関すること。
- (10) 材料の各種試験に関すること。
- (11) 伝統工芸の振興に関すること。
- (12) 木製品、樹脂製品等の加工技術の支援に関すること。
- (13) 地元企業及び地場製品の普及・宣伝に関すること。
- (14) その他産業支援に関すること。

第6条産業部の部農林課の款管理係の項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第14号までを3号ずつ繰り上げ、同款

農林系の項第 4 号中「食糧調整」を「食糧需給調整」に改め、同項中第 14 号を第 17 号とし、第 13 号の次に次の 3 号を加える。

(14) 農業委員会との連絡調整に関すること。

(15) 伊勢地域農業共済事務組合との連絡調整に関すること。

(16) 三重県松阪食肉公社との連絡調整に関すること。

第 6 条観光交通部の部観光企画課の款誘致宣伝係の項中「誘致宣伝係」を「誘客宣伝係」に改め、同条都市整備部の部監理課の款企画調整係の項第 7 号中「特命事項」の次に「及び公共工事の住民要望」を加える。

第 23 条第 1 項中産業建設課を削り、同条第 2 項地域振興課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 15 号を削り、第 16 号を第 14 号とし、第 17 号を第 15 号とし、第 18 号を削り、第 19 号を第 16 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(17) 伊勢市二見浦海水浴場に関すること(二見総合支所地域振興課に限る。)

第 23 条第 2 項地域振興課の項中第 20 号を第 18 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(19) 総合支所内の調整に関すること。

第 23 条第 2 項生活環境課の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 19 号中「老人保健法の事務」を「後期高齢者医療」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項中 19 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項に次の 1 号を加える。

(23) 伊勢市離宮の湯に関すること(小俣総合支所生活環境課に限る。)

第 23 条第 2 項福祉健康課の項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 保健及び健康づくりに関すること。

第 23 条第 2 項福祉健康課の項に次の 1 号を加える。

(21) 認知症対応型共同生活介護事業に関すること(小俣総合支所福祉健康課に限る。)

第 23 条第 2 項産業建設課の項を削る。

第 25 条第 21 号を次のように改める。

(21) 沼木農村環境改善センターの管理に関すること(沼木支所に限る。)

第 26 条の見出しを「伊勢廃棄物投棄場」に改め、同条各号列記以外の部分中「廃棄物投棄場(以下この条において「投棄場」を「廃棄物投棄場のうち伊勢廃棄物投棄場(以下「伊勢廃棄物投棄場」に、「環境部清掃課」を「環境部資源循環課」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「投棄場」を「伊勢廃棄物投棄場」に改める。

第 3 章第 4 節を削る。

第 28 条を第 27 条とし、第 29 条を第 28 条とし、第 30 条を第 29 条とし、第 3 章第 5 節を同章第 4 節とする。

第 31 条第 1 項の表中工芸指導所の項を削り、同条第 2 項中「廃棄物投棄場」を「伊勢廃棄物投棄場」に、「環境部清掃課庶務係長」を「環境部資源循環課計画係長」に改め、同条第 3 項の表中「廃棄物投棄場」を「伊勢廃棄物投棄場」に改め、工芸指導所の項を削り、同条を第 30 条とする。

第 32 条を第 31 条とし、第 3 章第 6 節を同章第 5 節とする。

第 33 条中「前章第 6 節」を「前章第 5 節」に改め、同条を第 32 条とする。

第 34 条を第 33 条とし、第 35 条を第 34 条とし、第 36 条を第 35 条とする。  
第 37 条中「第 35 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改め、同条を第 36 条とする。

#### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第7号

### 伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成20年伊勢市条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員派遣をすることができる団体)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める団体は、社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構とする。

(職員派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員であって引き続き職員として採用されたものとする。

- (1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた職員
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により本市以外の地方公共団体の職員として採用されていた職員

(復帰時における給与の取扱い)

第4条 条例第6条に規定する派遣職員が職務に復帰した場合(以下「派遣職員が職務に復帰した場合」という。)において、部内の他の職員との権衡上特に必要と認められるときは、伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第27号)第4条の規定に関わらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上特に必要と認められるときは、職員派遣の期間を100分の100以内の期間率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その

職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則第8条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 3 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について前項の規定による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

（報告）

第5条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度中に新たに行い、又は前年度の末日において現に行っている職員派遣に係る次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 職員派遣に係る派遣先団体の名称
- (2) 職員派遣の期間
- (3) 派遣先団体における処遇の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度中に職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況その他市長が必要と認める事項を市長に報告しなければならない。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 8 号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める。

第 2 章中第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第 7 条の 2 第 3 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることになった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第 10 条の 2 条例第 8 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該育児短時間勤務職員等を除いては、当該断続的な勤務をすることができる職員がない場合
- (2) その他任命権者が公務の運営上特に必要と認めた場合

2 条例第 8 条第 2 項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認

められるときとする。

第 13 条中「20 日に再任用短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数（1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、160 時間に条例第 2 条第 2 項の規定により定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を 40 時間で除して得た数を乗じて得た数を、8 時間を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1 日未満の端数のあるときは、これを四捨五入して得た日数）」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20 日に齊一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160 時間に条例第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を 40 時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8 時間を 1 日として日に換算して得た日数

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、年の途中において新たに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員となった職員の年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間を考慮し市長が別に定める日数とする。

第 13 条の 3 第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時

間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「第4項において同じ。）」を「第4項第2号において同じ。）」及び任期付短時間勤務職員」改め、同条第4項中「20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数）とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に依り、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数に掲げる日数）に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が20日を越える場合にあっては、20日）を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号のイの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数

第14条中「20日」の次に「（第13条第1項各号に掲げる職員にあつ

ては、同条の規定による日数)」を加える。

第 15 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「第 13 条に規定する 1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって 1 日とする。

- (1) 次号から各 4 号までに掲げる職員以外の職員 8 時間
- (2) 育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
  - ア 育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号 4 時間
  - イ 育児休業法第 10 条第 1 項第 2 号 5 時間
  - ウ 育児休業法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号 8 時間
- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員（第 2 号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 8 時間

第 17 条第 1 項第 10 号中「(再任用短時間勤務職員にあつては、16 時間)」を削り、同項第 11 号中「(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)」を削り、同条第 2 項中「(第 10 号及び第 11 号においては、再任用短時間勤務職員は、1 時間)」を削り、同条に次の 2 項を加える。



3 1日を単位とする第1項第10号から第12号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した第1項第10号から第12号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間

（伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する規則（平成17年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に、「育児休業計画書」を「育児休業計画書等」に改める。

第10条中「育児休業承認請求書等」を「育児休業承認請求書、育児短時間勤務承認請求書等」に改め、同条を第19条とする。

第9条の見出しを「（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）」に改め、同条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第18条とする。

第8条を第17条とする。

第7条の3の見出し中「勤務した期間」を「育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間」に改め、各号列記以外の部分中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の6条を加える。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場

合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 11 条 第 3 条第 3 項の規定は、条例第 11 条第 5 号の規則で定める方法について準用する。

2 第 3 条第 4 項の規定は、条例第 11 条第 5 号の当該子を養育するための計画について準用する。

(条例第 12 条の勤務の形態について規則で定める勤務の時間及び日数)

第 12 条 条例第 12 条の規則で定める日数及び時間は、勤務日が引き続き 12 日を超えず、かつ、1 回の勤務が 16 時間を超えないものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第 13 条 第 3 条第 2 項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第 14 条 第 6 条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第 1 項第 4 号中「条例第 5 条第 1 号」とあるのは、「条例第 14 条第 1 号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第 15 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用に係る人事異動通知書

の交付)

第 16 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもってこれに代えることができる。

(1) 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2) 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付短時間勤務職員」という。）の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付短時間勤務職員が当然に退職した場合  
第 7 条の 2 の見出し中「任期付採用」を「育児休業に伴う任期付採用」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「(育児休業をしている職員の職務復帰)」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 条例第 5 条第 1 号に規定する事由が生じた場合

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(子の養育を支援する方法)

第 5 条 条例第 3 条第 4 号又は第 11 条第 5 号の規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)  
 第3条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第12条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項及び第4項、第6条第1項及び第3項	号給とする	号給とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第1項	とする	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第3項	その者の号給を決定す	その者の号給を決定するものとし、その者の給料月額は、その

	る	者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
--	---	---------------------------------

(平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 4 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号イ中「平成 3 年法律第 110 号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第 2 条第 7 号中「第 6 条」を「第 8 条」に改める。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 切替日以降に育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（次条第 1 項第 3 号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第 4 条第 1 項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「法第 28 条の 5 第 1 項」を「法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、「乗じて得た額」の次に「(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給

料月額に相当する額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

（伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第 5 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号中「（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を「（給与条例第 38 条の規定の適用を受ける職員をいう。）」に改め、同条第 6 号中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第 3 号中「再任用短時間勤務職員」の次に「、任期付短時間勤務職員」を加える。

第 4 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 6 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は育児休業法第 17 条に規定する短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間につ

いては、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第 17 条の規定により読み替えられた条例第 6 条第 4 項に規定する算出率をいう。第 17 条第 2 項第 4 号において同じ。）を乗じて得た期間を除して得た期間の 2 分の 1 の期間

第 13 条第 3 号中「第 5 条の 3 第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 17 条第 2 項第 8 号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 4 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第 19 条第 1 号中「法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改める。

（伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第 6 条 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 2 号中「期間に限る。」の次に「又は育児短時間勤務（同法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

（職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正）

第 7 条 職員の通勤手当支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 13 条第 2 項第 2 号」の次に「（伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号）第 17 条又は

第 20 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 8 条 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、「除して得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員に対する月額手当の額は、その額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第 9 条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員の管理職手当の額は、前項に定める額に伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 28 号。以下「勤務時間条例」という。)第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間



を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 9 号

### 伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の部総務課の項中「庶務係長」を「総務課員」に改め、同表環境部の部資源循環課の項中「計画係長」を「資源循環課員」に改め、同表健康福祉部の部生活支援課の項中「福祉総務係長」を「福祉総務係員」に改め、同表産業部の部工芸指導所の項を次のように改める。

産業支援課	課長	産業支援課の所管 事務に係る諸収入 金の収納	産業支援課員
-------	----	------------------------------	--------

別表都市整備部の部監理課の項中「経理係長」を「経理係員」に改め、同部都市計画課の項中「都市計画係長」を「都市計画係員」に改め、同部維持課の項中「管理係長」を「管理係員」に改め、同表中二見総合支所の部産業建設課の項、小俣総合支所の部産業建設課の項及び御薊総合支所の部産業建設課の項を削り、同表教育委員会事務局の部文化振興課の項中「文化振興係長」を「文化振興課員」に改め、同表消防本部の項中「経理係長」を「経理係員」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 10 号

### 伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「当該予定価格調書は封書にすることを要しない」を「この限りでない」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（電子入札）

第 8 条の 2 電子入札（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札金額等所定の情報を入力し、市長の指定した日時までに、市の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

2 前項の電子入札の運用については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第11号

伊勢市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則  
伊勢市教育委員会に対する事務委任規則（平成19年伊勢市規則第42号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のように加える。

エ 伊勢市小俣農村環境改善センター

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則及び伊勢市障害者自立支

援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生



## 伊勢市規則第 12 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則及び伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

(伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。)」に、「国民健康保険法による国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金法(昭和 23 年法律第 129 号)による社会保険診療報酬支払基金」を「高確法第 48 条により設立された三重県後期高齢者医療広域連合」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「老人保健該当者」及び「老人保険適用者」を「後期高齢者医療制度被保険者」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「老人保健該当分」を「後期高齢者医療制度被保険者分」に改める。

(伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第 2 条 伊勢市障害者自立支援法施行細則(平成 18 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

様式第 25 号中「老保」を「後期」に、「2 万円」を「3 万 3,000 円」に、「20 万円」を「23 万 5,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 平成 20 年 3 月 31 日以前に対象者のうち老人保健法(昭和 57 年法律第

80号)による医療の給付を受けた者にあつては、改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、市長がこれによることが適当と認める国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金の作成する帳票により助成をするものとする。

(伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 13 号

### 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「減免」の次に「(以下次条において「保険料の減免」という。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(保険料の減免の取消し)

第13条の2 市長は、保険料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その減免を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当することにより保険料の減免を取り消す場合にあっては、その減免に係る保険料のうち、取り消した日後の納期に係るものに限るものとする。

- (1) 保険料の減免を受けた者又はその属する世帯の資力その他の事情が変化したため、その減免を行う必要がなくなった場合
- (2) 保険料の減免の申請に際し、偽りその他不正の行為があった場合
- (3) 保険料の納付を不当に免れようとする行為があった場合

2 市長は、前項の規定により保険料の減免を取り消す場合は、その旨を当該減免を受けた者に通知するものとする。

別表中

条例第 28 条第 1 項 第 2 号に該当する場 合	その他市長が特に必 要と認める者	当該者が納付すべき当該 年度分の料額のうち、市長 が必要と認める期間中に 納期の末日の到来する所 得割額、被保険者均等割額 又は世帯別平等割額に市 長が適当と認める割合を
-----------------------------------	---------------------	---

	乗じて得た額
--	--------

を「

条例第 28 条第 1 項第 2 号に該当する場合		(1) 条例第 28 条第 1 項第 2 号ア及びイに該当する者（以下「旧被扶養者」という。）に係る所得割 10 分の 10 (2) 旧被扶養者に係る均等割（条例第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。）10 分の 5 (3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割（条例第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。）10 分の 5
条例第 28 条第 1 項第 3 号に該当する場合	その他市長が特に必要と認める者	当該者が納付すべき当該年度分の料額のうち、市長が必要と認める期間中に納期の末日の到来する所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額に市長が適当と認める割合を乗じて得た額

に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 14 号

### 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「第 51 条の 2 第 1 項」を「第 51 条の 3 第 1 項」に、「第 51 条の 3 第 1 項」を「第 51 条の 4 第 1 項」に、「第 61 条の 2 第 1 項」を「第 61 条の 3 第 1 項」に、「第 61 条の 3 第 1 項」を「第 61 条の 4 第 1 項」に、「第 51 条の 2 第 4 項」を「第 51 条の 3 第 4 項」に、「第 61 条の 2 第 4 項」を「第 61 条の 3 第 4 項」に改める。

第 18 条第 6 号ア中「第 51 条の 2 第 2 項第 1 号」を「第 51 条の 3 第 2 項第 1 号」に改め、同号イ中「第 51 条の 2 第 2 項第 2 号」を「第 51 条の 3 第 2 項第 2 号」に改め、同条第 7 号ア中「第 61 条の 2 第 2 項第 1 号」を「第 61 条の 3 第 2 項第 1 号」に改め、同号イ中「第 61 条の 2 第 2 項第 2 号」を「第 61 条の 3 第 2 項第 2 号」に改める。

様式第 7 号裏面注意事項中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

様式第 10 号から様式第 13 号まで、様式第 15 号、様式第 19 号、様式第 25 号、様式第 28 号、様式第 31 号、様式第 34 号から様式第 37 号まで、様式第 39 号、様式第 41 号及び様式第 44 号中

「この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に



に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 この処分については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(介護保険法第196条)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

様式第46号中「減額及び高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス

費の支給」を「減額並びに高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給」に、

「 この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。」

- ① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、上記 1 の審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 この処分については、上記 1 の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません

に

(介護保険法第 196 条)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

様式第 49 号から様式第 52 号まで中

「この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。」

① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。」

2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 この処分については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(介護保険法第196条)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市後期高齢者医療規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 15 号

### 伊勢市後期高齢者医療に関する規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「政令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「省令」という。）、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年三重県後期高齢者医療広域連合条例第 36 号。以下「広域連合条例」という。）及び伊勢市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年伊勢市条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、省令、広域連合条例及び条例で使用する用語の意義の例による。

#### (保険料の納入通知等)

第 3 条 法第 104 条の規定により市が徴収する保険料の納入通知は、後期高齢者医療保険料納入通知書、後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書その他市長が必要と認める通知書によるものとする。

#### (納期前の納付)

第 4 条 法第 107 条に規定する普通徴収の方法による保険料の納付義務者は、第 3 条に規定する通知書に記載された保険料のうち、到来した納期に係る保険料を納付しようとする場合において、当該納期後の納期に係る保険料を併せて納付することができる。

#### (延滞金の減免)

第5条 保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、条例第5条に規定する延滞金を納付することが困難であると市長が認めたときは、当該延滞金を減免することができる。

- (1) 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 納入通知書の送達を納付義務者において知ることのできない正当な理由があり、かつ、その住所又は居所において納付に関して処理する者がなかったとき。
- (3) 前2号のほか、特別の理由のあるとき。

2 前項に規定するもののほか、延滞金の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（延滞金の割合の特例）

第6条 当分の間、条例第9条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（保険料の過誤納）

第7条 市長は、納付義務者に過誤納に係る保険料がある場合は、地方税の例により処理するものとする。

（納期限が休日等の場合の措置）

第 8 条 保険料の各納期の末日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直後の日曜日等でない日をもって納期限とする。

(後期高齢者医療事務職員証の携帯)

第 9 条 法第 137 条第 2 項の規定により保険料の徴収に関して文書その他の物件の提出若しくは提示を命じる職員及び法第 138 条第 3 項の規定により、保険料の徴収に関して文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求める職員、並びに保険料その他法の規定による徴収金(以下「保険料等」という。)の徴収又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 の規定により保険料等の滞納処分を行う職員は、後期高齢者医療事務職員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 16 号

### 伊勢市消防団規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団規則（平成 17 年伊勢市規則第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「及び分団」を「、方面隊、分団及び班」に改め、同条第 1 項中「及び分団を置き、分団は方面隊を構成する」を「、方面隊、分団及び班を置く」に改め、同条第 3 項中「及び分団」を「、分団及び班」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 2 方面隊に方面隊長及び副方面隊長を置くことができる。
- 3 方面隊長はあらかじめ団長が指名した副団長が、副方面隊長は分団長が兼務する。

第 8 条中「団長及び分団長」を「幹部」に改める。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 2 所属する方面隊の他の分団の所管区域内にあっては、幹部の判断により災害出場することができる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

名称	所管区域	定員							計	
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
団本部	市内一円	1	8	1	1	1	1	1	9	22
第1方面隊	西豊浜分団			1	1	1	1	1	6	10
	東豊浜分団			1	1	1	1	1	6	10
	北浜分団	有滝班			1	2	2	2	18	25
		村松班	有滝町、村松町							
	東大淀分団	東大淀班			1	2	2	2	11	18
柏班		東大淀町、柏町、野村町								
第2方面隊	大湊分団			1	1	1	1	11	15	
	神社分団			1	1	1	1	13	17	
	御菌分団	御菌第1班			1	3	3	3	52	62
		御菌第2班	長屋、磯町の一部(飛地)、							
御菌第3班		王中島、新開、上條、小林、高向								
第3方面隊	二見分団	二見第1班		1	8	8	8	60	85	
		二見第2班	二見町(松下、江、茶屋、三							
		二見第3班	津、山田原、光の街、溝口、							
		二見第4班	西、荘)							
	今一色分団	二見町(今一色)			1	1	1	1	6	10
第4方面隊	小俣分団	小俣第1班		1	3	3	3	28	38	
		小俣第2班	小俣町(元町、宮前、本町、							
		小俣第3班	相合の一部)							
	明野分団	小俣町(湯田、明野、新村、			1	1	1	1	11	15
	城田分団	上地班			1	3	3	3	22	32
粟野班		上地町、粟野町、中須町、								
	中須班	川端町								
第5方面隊	有絹分団			1	1	1	1	9	13	
	厚生・早修分団			1	1	1	1	9	13	

			常磐1丁目、常磐2丁目、常磐3丁目、浦口町、浦口3丁目										
	中島分団		二俣町、二俣1丁目、二俣2丁目、二俣3丁目、二俣4丁目、辻久留町、辻久留1丁目、辻久留2丁目、辻久留3丁目、中島1丁目、中島2丁目、宮川1丁目、宮川2丁目、浦口1丁目、浦口2丁目、浦口4丁目			1	1	1	1	9	13		
	修道・明倫分団		桜木町、中之町、中村町、桜が丘、古市町、久世戸町、倭町、勢田町、尾上町、岡本町、岡本1丁目、岡本2丁目、岡本3丁目、岩淵町、岩淵1丁目、岩淵2丁目、岩淵3丁目、吹上1丁目、吹上2丁目、豊川町			1	1	1	1	11	15		
第6方面隊	進修分団		宇治館町、宇治今在家町、宇治中之切町、宇治浦田町、宇治浦田1丁目、宇治浦田2丁目、宇治浦田3丁目			1	1	1	1	11	15		
	四郷分団	楠部班	中村町、楠部町、一字田町、朝熊町、鹿海町			1	5	5	5	20	36		
		一字田班											
		朝熊班1											
		朝熊班2											
浜郷分団	黒瀬班	黒瀬町、田尻町、一色町、通町			1	2	2	2	19	26			
	一色班												
第7方面隊	宮山分団		藤里町、旭町、前山町			1	1	1	1	4	8		
	佐八分団	佐八班	大倉町、佐八町、津村町			1	2	2	2	10	17		
		津村班											
	上野分団	上野班	上野町、円座町、神菌町、横輪町、矢持町			1	5	5	5	28	44		
		円座班											
		神菌班											
横輪班													
	矢持班												
計						1	8	23	48	48	48	383	559

別表第3中「二見第1～9分団」を「二見分団・今一色分団」に、「小俣第1～4分団」を「小俣分団・明野分団」に、「北浜分団」を「北浜分団・東大淀分団」に、「城田分団・沼木分団」を「城田分団・上野分団」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に分団長又は班長の階級にある者は、この規則による改正後の伊勢市消防団規則の規定にかかわらず、その者が他の階級に任ぜられ、若しくは、退団する場合を除き、平成25年3月31日までの間、その階級にあるものとする。

伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則を廃止する規則をここに公布

する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 17 号

伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則を廃止する規則

伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則（平成 17 年伊勢市規則第 120 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市指定団地企業立地促進条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生



## 伊勢市規則第 18 号

### 伊勢市指定団地企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市指定団地企業立地促進条例（平成 19 年伊勢市条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定地域)

第 2 条 条例第 1 条に規定する市長が規則で定める指定地域は、次の各号に掲げる団地及び用地とする。ただし、条例第 3 条第 2 号に規定する用地取得奨励金の適用は、本市から直接土地を取得した場合に限る。

- (1) 神菌工業団地
- (2) サン・サポート・スクエア伊勢

(指定の条件)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する規則で定める条件は、別表に掲げるとおりとする。

(指定の申請)

第 4 条 条例第 6 条の規定により指定の申請を行おうとする事業者は、奨励措置事業者指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(指定及び通知)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、奨励措置事業者指定書（様式第 2 号）を事業者に交付するものとする。

2 市長は、前項の指定の際、審査委員会の意見を聴くものとする。

(変更の届出)

第 6 条 条例第 7 条の規定により変更の届出を行おうとする指定を受けた

事業者（以下「指定事業者」という。）は、事業者指定申請変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（休止又は廃止の届出）

第7条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、速やかに操業休止（廃止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第8条 条例第3条に規定する奨励措置を受けようとする指定事業者は、設備投資奨励金交付申請書（様式第5号）又は用地取得奨励金交付申請書（様式第6号）若しくは雇用奨励金交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する設備投資奨励金交付申請書は、事業所に係る奨励金の対象となる各年度の固定資産税の賦課された年度の翌年度内に提出しなければならない。この場合において、当該各年度の固定資産税の完納後とする。

3 第1項に規定する用地取得奨励金交付申請書は、土地取得日から1年以内に提出しなければならない。この場合において、指定事業者は、当該土地を敷地とする当該工場等の建設に着手していなければならない。

4 第1項に規定する雇用奨励金交付申請書は、条例第4条第3号で定める期間内に提出しなければならない。

（奨励金の額の決定及び通知）

第9条 市長は、指定事業者から提出された前条の規定による交付申請書の内容を審査の上、交付する奨励金の額を決定したときは、その旨を伊勢市指定団地企業立地促進奨励金交付決定通知書（様式第8号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第 10 条 前条の通知を受けた指定事業者は、奨励金の請求を行おうとするときは、伊勢市指定団地企業立地促進奨励金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（事業用定期借地適用の申請）

第 11 条 条例第 10 条の規定により事業用定期借地の適用を受けようとする指定事業者（以下「申込事業者」という。）は、事業用定期借地権用地借受申請書（様式第 10 号）に、進出計画書（様式第 11 号）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（賃貸借の可否決定）

第 12 条 市長は、前条に規定する申請書及び計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、賃貸借の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により賃貸借の可否を決定したときは、速やかに賃貸借決定通知書（様式第 12 号）により申込事業者に通知する。

3 市長は、前項の決定の際、審査委員会の意見を聴くものとする。

（賃貸借期間）

第 13 条 事業用定期借地の賃貸借期間は、10 年以上 20 年以下の範囲内で、本市と当該事業者とが協議し、かつ、合意した期間とする。

2 前項の期間は、市長が特に必要と認める場合に限り延長することができる。ただし、期間は、最初の合意の期間から通算して 20 年を超えないものとする。

（原状回復義務）

第 14 条 前条に規定する賃貸借契約が終了したときは、当該事業者は、直ちに自己の費用をもって当該土地に存する建物等を収去し、当該土地を原状に復し、及び返還しなければならない。この場合において、当該土地に土壤汚染が生じた場合においても同様とする。

（他の制度との調整）

第 15 条 条例第 11 条に規定する交付を受けている事業者とは、伊勢市工場等誘致奨励条例（平成 17 年伊勢市条例第 146 号）の規定による奨励金の交付を受けている者が、同一の工場等について条例第 3 条に規定する奨励金を受けようとするものとする。

第 16 条 第 5 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定に基づき、審査委員会を設置する。

2 前項の審査委員会は、伊勢市工場等誘致奨励条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 124 号）第 4 条に規定する伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会をもって充てる。

3 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第 17 条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（伊勢市工場等誘致奨励条例施行規則の一部改正）

2 伊勢市工場等誘致奨励条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（他の制度との調整）

第 8 条 伊勢市指定団地企業立地促進条例（平成 19 年伊勢市条例第 37 号）第 3 条に規定する奨励金の交付を受けている事業者は、同一の工場等について条例第 3 条に規定する奨励金の交付を受けることができない。

別表（第3条関係）

区 分	土地取得（事業用 借地権制度利用 含む）面積に関する要件	投下固定資産額 に関する要件	常時雇用従業員 数に関する要件
物品の製造（加工 及び修理を含む。） の事業の用に供す る施設	3,000 m <sup>2</sup> 以上	1 億円以上	10 人以上（中小 企業は、5 人以 上）
研究開発、試験、 分析又は検査の用 に供する施設	—	5,000 万円以上	7 人以上（中小企 業は、4 人以上）
情報通信産業に属 する事業の用に供 する施設	—	3,000 万円以上	5 人以上（中小企 業は、3 人以上）

備考 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1  
項各号に規定する事業者をいう。

(あて先) 伊勢市長

住 所  
 (法人にあっては、その主たる事業所の所在地)  
 氏 名 ㊟  
 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

奨励措置事業者指定申請書

伊勢市指定団地企業立地促進条例第5条の規定による奨励措置事業者の指定を受けたいので、同条例第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

新設工場等又は増設工場等の概要

- 1 種 別 新設 ・ 増設
- 2 所 在 地
- 3 名 称
- 4 代表者氏名
- 5 業種
  - 物品の製造(加工及び修理を含む)
  - 研究開発、試験、分析又は検査
  - 情報通信産業
- 6 事業概要
- 7 投下固定資産の規模及び総額

区 分	計 画	面 積	投 下 固 定 資 産 額
土 地	全体計画	m <sup>2</sup>	円
	今回計画		
家 屋	全体計画		
	今回計画		
償却資産	全体計画	/	
	今回計画	/	
計	全体計画		
	今回計画		

8 新設又は増設により常時雇用される従業者数

区 分	男	女	計
合 計			

- 9 事業計画の完了予定年月      平成    年    月
- 10 工事の開始予定年月            平成    年    月
- 11 工事の完成予定年月            平成    年    月
- 12 操業の開始予定年月            平成    年    月
- 13 用水使用量(予定)
- (1) 上    水                            (t/日)
- (2) 工業用水                        (t/日)
- (3) 地 下 水                        (t/日)
- (4) 海    水                            (t/日)
- 14 電力使用量(予定)                (KW/日)
- 15 公害(大気汚染、水質汚染、悪臭、騒音等)防止施設の内容

16 福利厚生施設の内容

(添付書類)

- (1) 法人登記簿謄本
- (2) 企業案内書
- (3) 前年度の財務諸表及び業務報告書
- (4) 位置図
- (5) 配置図
- (6) 公害防止施設に関する図面
- (7) 土地及び償却資産の売買契約書の写し
- (8) 工場等の工事請負契約書の写し
- (9) その他

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長

印

### 奨励措置事業者指定書

年 月 日付で申請のありました奨励措置事業者の指定については、伊勢市指定団地企業立地促進条例第5条の規定に基づき、次のとおり条件を付して指定します。

#### 記

- 1 事業者指定番号 第 号
- 2 工場等の所在地
- 3 工場等の名称
- 4 代表者名
- 5 指定の条件



様式第3号(第6条関係)

年 月 日

伊勢市長

住 所  
(法人にあつては、その主たる事業所の所在地)  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

事 業 者 指 定 申 請 変 更 届

年 月 日付けの奨励措置事業者指定申請書の内容に変更が生じたので、伊勢市指定団地企業立地促進条例第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所  
(法人にあつては、その主たる事業所の所在地)  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

操 業  休 止 届  
 廃 止

操業を  休止  廃止 したので、伊勢市指定団地企業立地促進条例施行規則

第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 休止の期間又は廃止年月日
- 3 休止又は廃止の理由
- 4 設備投資奨励金の受領額 円
  - 第1回目の受領額 円
  - 第2回目の受領額 円
  - 第3回目の受領額 円
  - 第4回目の受領額 円
  - 第5回目の受領額 円
- 5 用地取得奨励金の受領額 円
- 6 雇用奨励金の受領額 円

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所

(法人にあつては、その主たる事業所の所在地)

氏 名

㊤

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

設備投資奨励金交付申請書

伊勢市指定団地企業立地促進条例第4条の規定による第 回設備投資奨励金の交付を受けたいので、同条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 事業指定番号 号
- 3 事業指定年月日 年 月 日
- 4 操業開始年月日 年 月 日
- 5 第 回設備投資奨励金申請額 円
- 6 添付書類 雇用関係書類  
固定資産税納税証明書 ( 年度分)

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所

(法人にあつては、その主たる事業所の所在地)

氏 名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

用地取得奨励金交付申請書

伊勢市指定団地企業立地促進条例第4条の規定による用地取得奨励金の交付を受けたいので、同条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- |   |            |                 |   |   |
|---|------------|-----------------|---|---|
| 1 | 工場等の名称     |                 |   |   |
| 2 | 事業指定番号     |                 |   | 号 |
| 3 | 事業指定年月日    | 年               | 月 | 日 |
| 4 | 建物の建設着手日   | 年               | 月 | 日 |
| 5 | 操業開始年月日    | 年               | 月 | 日 |
| 6 | 用地取得価格     |                 |   | 円 |
| 7 | 用地取得奨励金申請額 |                 |   | 円 |
| 8 | 添付書類       | 売買契約書写し<br>領収書等 |   |   |

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)

氏 名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

雇用奨励金交付申請書

伊勢市指定団地企業立地促進条例第4条の規定による雇用奨励金の交付を受けたいので、同条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 事業指定番号 号
- 3 事業指定年月日 年 月 日
- 4 操業開始年月日 年 月 日
- 5 常時雇用者数 年 月 日現在 人(男 人、女 人)
- 6 雇用奨励金申請額 円
- 7 添付書類 雇用関係書類

様式第8号(第9条関係)

第 号

年 月 日

様

伊勢市長

印

伊勢市指定団地企業立地促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢市指定団地企業立地促進条例奨励金については、伊勢市指定団地企業立地促進条例第4条に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 工場等の所在地
- 2 工場等の名称
- 3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

- 4 奨励金の名称及び交付額  
 第 回設備投資奨励金 円  
 用地取得奨励金 円  
 雇 用 奨 励 金 円

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所  
(法人にあつては、その主たる事業所の所在地)  
氏 名 ⑩  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市指定団地企業立地促進奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた、下記の奨励金を  
交付されたく、請求します。

記

奨励金の名称及び交付請求額

- 第 回設備投資奨励金 円
- 用地取得奨励金 円
- 雇 用 奨 励 金 円

口座振替支払申請書

振 込 先	銀 行 信用金庫 農 協 支店
預金種目	普 通・当 座
口座番号	
ふ り が な 氏 名 (口座名義)	

様式第 10 号(第 11 条関係)

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

所在地  
事業所名  
代表者 ⑩  
担当者  
(連絡先)

### 伊勢市事業用借地権用地借受申請書

伊勢市指定団地企業立地促進条例第 10 条の規定に基づき、下記の土地について事業用借地権用地として賃借を受けたいので、同条例施行規則第 11 条の規定により申請します。

#### 記

- 1 希望区画
- 2 希望賃借期間
- 3 用途
- 4 工場等建設計画
- 5 会社概要



年 月 日

(あて先) 伊勢市長

所在地  
事業所名  
代表者

進出計画書

新設事業所等の概要

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 代表者氏名
- 4 業種
  - 物品の製造(加工及び修理を含む)
  - 研究開発、試験、分析又は検査
  - 情報通信産業
- 5 事業概要
- 6 投下固定資産の金額及び内訳

資産	金額	面積	内訳
土地		m <sup>2</sup>	購入・借地
家屋			建設・購入・賃貸
償却資産			
計			—

7 常時雇用される従業者予定数

区分	男	女	計
合計			

8 資金調達計画

	調 達 先	調達金額(千円)		金利 (年 利)	返済 期間
		運転資金	設備資金		
借 入 金				%	年
				%	年
				%	年
手 元 資 金	預金等の貯蓄			内訳：	
	手元資金			内訳：	
	増資・資産売却・その他			( )	
合 計				—	

9 事業計画の完了予定年月 平成 年 月

10 工事の開始予定年月 平成 年 月

11 工事の完成予定年月 平成 年 月

12 操業の開始予定年月 平成 年 月

13 用水使用量(予定)

(1) 上 水 (t/日)

(2) 工業用水 (t/日)

(3) 地 下 水 (t/日)

(4) 海 水 (t/日)

14 電力使用量(予定) (KW/日)

15 公害(大気汚染、水質汚染、悪臭、騒音等)防止施設の内容

16 福利厚生施設の内容

(添付書類)

(1) 法人登記簿謄本

(2) 企業案内書

(3) 前年度の財務諸表及び業務報告書

(4) 納税証明書

(5) 配置図

(6) 建物の建築予定図面

(7) 償却資産の取得予定一覧表

(8) 公害防止施設に関する図面

(9) その他

様式第 12 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

事業所名  
代表者 様

伊勢市長 印

賃貸借決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業用借地権用地の賃貸借  
について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 可否決定 可 ・ 否
- 2 区画
- 3 賃貸借期間
- 4 用途

伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 19 号

伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則  
伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（排水設備の設置義務の免除）

第 3 条の 2 排水設備の設置義務の免除については、伊勢市公共下水道条例施行規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号）第 3 条の 2 の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則及び伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び

管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 20 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則及び伊勢市特定公共賃貸住宅の設置  
及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市営住宅管理条例施行規則 (平成 17 年伊勢市規則第 140 号)

の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 3 項」に改める。

第 9 条中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に改める。

様式第 1 号中「、又は申込書」を「、申込書」に改め、「偽りがある  
とき」の次に「、又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力  
団員であるとき」を、「誓約します。」の次に「また、入居資格審査を行  
うに当たり、入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であ  
るか否かを警察本部に照会することに同意します。」を加える。

様式第 4 号に次のように加える。

入居資格審査を行うに当たり、暴力団員であるか否かを警察本部に照  
会することに同意します。

同居予定者	㊦	同居予定者	㊦
同居予定者	㊦	同居予定者	㊦

様式第 6 号中「誓約します。」の次に「また、入居資格審査を行うに  
当たり、承継申請者若しくは引き続き同居しようとする者が暴力団員で  
あるか否かを警察本部に照会することに同意します。」を加える。

様式第 7 号中「市営住宅入居者収入申告書」を「市営住宅入居者収入  
申告書兼調査同意書」に改め、「申告します。」の次に「また、家賃の算  
定に当たり、所得情報等の調査を行うことに同意します。」を加える。

(伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部

改正)

第2条 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則  
(平成17年伊勢市規則第141号)の一部を次のように改正する。

第5条の表以外の部分中「条例第6条各号」を「条例第6条第1号から第3号まで」に改める。

第12条第1項中「第14条第2項」を「第14条第3項」に改める。

第13条中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

様式第1号中「虚偽の記載があるとき」の次に「、又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるとき」を、「申し立てません。」の次に「また、入居資格審査を行うに当たり、入居申請者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。」を加える。

様式第6号に次のように加える。

入居資格審査を行うに当たり、暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

同居予定者 ㊦ 同居予定者 ㊦

同居予定者 ㊦ 同居予定者 ㊦

様式第8号中「引き受けます。」の次に「また、入居資格審査を行うに当たり、承継申請者若しくは引き続き同居しようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会規則第 1 号

### 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務委任規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

同条中第 15 号を第 16 号とし、第 2 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 5 号中「県費負担教職員の懲戒及び県費負担教育職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。」を「県費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。」に改め、同条第 7 号中「教育長、教育部長、教育次長、参事、課長、所長、副参事、課長補佐、主幹、主事、主査、主任及び係長の任免を行うこと。」を「教育委員会職員の任免を行うこと。」に改め、同条第 8 号中「館長、センター長、幼稚園長及び園長補佐の任免を行うこと。」を「教育委員会に属する機関の職員の任免を行うこと。」に改め、同条第 12 号中「教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。」を「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。」に改め、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条」を「第 3 条の 2」に改める。

第 2 条の見出し中「自己」を「学校」に改め、同条第 1 項中「公表するよう努める」を「公表する」に改める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 1 章中第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 2 学校は、第 2 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合は、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

第 16 条中「第 107 条」を「附則第 9 条」に改める。

第 23 条中「第 22 条の 2」を「第 43 条」に、「第 55 条」を「第 79 条」に改める。

第 39 条の次に次の 1 条を加える。

(学校運営協議会)

第 39 条の 2 学校に学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 楠 田 英 子

### 伊勢市教育委員会規則第 3 号

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則  
の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 75 条」を「第 81 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会規則第4号

### 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「自己評価」を「学校評価」に改め、同条第1項中「公表するよう努める」を「公表する」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 幼稚園は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼稚園の園児の保護者その他の当該幼稚園の関係者（当該幼稚園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 幼稚園は、第4条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を当該幼稚園の設置者に報告するものとする。

第18条第1項中「第12条の3第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第2項中「第12条の3第2項」を「第24条第2項」に改める。

第19条中「第12条の4」を「第25条」に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会規則第 5 号

### 就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「省令第 42 条（省令第 55 条において準用する場合を含む。）」を「省令第 34 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 12 条の 3 第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 12 条の 3 第 2 項」を「第 24 条第 2 項」に改める。

第 9 条中「第 12 条の 4」を「第 25 条」に改める。

第 11 条中「第 28 条」を「第 58 条」に、「第 55 条」を「第 79 条」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会  
委員長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会規則第6号

### 伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則

#### (目的)

第1条 この規則は、伊勢市農村環境改善センター条例（平成17年伊勢市条例第138号）の規定に基づき、伊勢市小俣農村環境改善センター（以下「環境改善センター」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (使用の承認)

第2条 環境改善センターを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した伊勢市小俣農村環境改善センター使用許可申請書（様式第1号）を提出し、あらかじめ伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 使用日時
- (2) 使用の目的
- (3) 使用する室又は設備
- (4) 入場料の有無及び入場予定者数
- (5) 申請者の住所、氏名及び職業

2 教育委員会は、前項の申請を承認したときは、伊勢市小俣農村環境改善センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

#### (使用の制限)

第3条 環境改善センターの使用は、原則として休館日を除き午前9時から午後10時までとする。

2 休館日は、毎週月曜日と祝日の翌日のほか、12月28日から翌年1月4日までとする。

第4条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認してはならない。また、既に承認したときは、承認

を取り消すことができる。

- (1) 法令により環境改善センターを使用することが禁じられているもの
- (2) 建物又は附属施設を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 承認を受けた目的に反して環境改善センターを使用したとき。
- (5) 使用者その他の関係者が次条に規定する指示に従わないとき。

(使用者に対する指示事項)

第5条 使用者は、次の事項を厳守し、又は参集者に対し厳守させるよう  
適当な措置をしなければならない。

- (1) 使用の場所を明示し、使用の承認を受けた場所以外にみだりに立ち  
入らないこと。
- (2) 使用施設の内外を問わず、指定外の場所で喫煙しないこと。
- (3) 会場の秩序を維持し、騒じょうにわたらないこと。
- (4) 重度の障がい、疾病により集団の利用に堪えない者、泥酔者及び凶  
器、劇薬その他危険物又は他人に迷惑を及ぼす物品を携帯する者等の  
入場を禁ずること。
- (5) 土足であがってはならない場所へ土足であがらないこと。
- (6) その他教育委員会の指示する事項

(使用後の整備)

第6条 使用者は、環境改善センターの使用を終わったときは、火気の後  
始末を確実にやり、清掃し、かつ、器具を整理して教育委員会の点検を  
受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則（平成 17 年伊勢市規則第 120 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

伊勢市小俣農村環境改善センター使用許可申請書

年 月 日

(あて先)伊勢市教育委員会

住所(所在地)

氏名(名称)

(使用責任者)

連絡先電話

次のとおり伊勢市小俣農村改善センターの使用許可を申請します。

なお、使用に当たっては、使用条件を守ります。

使用する日時	年 月 日 ( 曜日)		自 午前・午後 時 分から 至 午前・午後 時 分まで			
			午前・午後・夜間・終日			
案内板の要否(どちらかに○印をつける)	要・否	案内板に記載する時間	午前・午後 時 分			
使用の目的(会合の名称)						
使用を希望する部屋等の名称(使用を希望する部屋等の上欄に○印をつける)						使用する備品等の名称
	多目的 ホール	和室	一階会 議室	実習 室	研修 室	二階会 議室
集合予定人員	人		対象			
使用料	基本使用料	空調使用料	超過料金	合計		
	円	円	円	円		
入場料	有 大人 円 子供 円	無		(備考)		

様式第2号（第2条関係）

伊勢市小俣農村環境改善センター使用許可書

年 月 日

第 号

様

伊勢市教育委員会 印

次のとおり伊勢市小俣農村改善センターの使用を許可します。

使用する日時	年 月 日 ( 曜日)		自 午前・午後 時 分から 至 午前・午後 時 分まで			
			午前・午後・夜間・終日			
案内板の要否（どちらかに○印をつける）	要・否	案内板に記載する時間	午前・午後 時 分			
使用の目的（会合の名称）						
使用を希望する部屋等の名称（使用を希望する部屋等の上欄に○印をつける）						使用する備品等の名称
	多目的 ホール	和室	一階会 議室	実習 室	研修 室	二階会 議室
集合予定人員	人		対象			
使用料	基本使用料	空調使用料	超過料金	合計		
	円	円	円	円		
入場料	有 大人 円 子供 円	無		(備考)		



伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程  
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程(平成 17 年伊勢市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表(注)第 5 項を削る。

別表第 2 の 2 の(5)の表 1 の項中「建設工事等指名入札参加資格審査委員会」を「伊勢市契約審査委員会」に改める。

別表第 2 の 4 の(3)の表 8 の項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

別表第 2 の 5 の(2)の表 18 の項中「廃棄物投棄場」を「伊勢廃棄物投棄場」に改める。

別表第 2 の 6 の(1)の表中 13 の項を 14 の項とし、5 の項から 12 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、4 の項の次に次のように加える。

5 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。				○	
-------------------------	--	--	--	---	--

別表第 2 の 6 の(2)の表中 26 の項を 29 の項とし、23 の項から 25 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、22 の項中「老人保健法医療及び」を削り、同項の次に次のように加える。

23 後期高齢者医療保険料の徴収				○	
24 後期高齢者医療保険料の滞納処分				○	
25 後期高齢者医療保険料の滞納処分の停止及			○		

び不納欠損 処分					
-------------	--	--	--	--	--

別表第2の7の(3)の表を次のように改める。

(3) 産業支援課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 産業支援センターの 管理運営及び使用料・手 数料の収納に関するこ と。				○	
2 企業支援に関するこ と。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
3 起業家の支援・育成に 関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
4 ものづくり支援に関 すること。				○	
5 産業支援センター運 営協議会に関すること。		○			

別表第2の11の(4)の表を削る。

別表第2の12の表工芸指導所の項を削る。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ中「廃棄物投棄場 伊勢市廃棄物投棄場条例」を「伊勢廃棄物投棄場 伊勢市廃棄物投棄場条例」に、「廃棄物投棄場をいう」を「伊勢廃棄物投棄場をいう」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、

オをエとし、カをオとする。

別表産の項中「産業部産業支援センター準備室（工芸指導所を含む。）」を「産業部産業支援課」に改め、同表二産の項、小産の項及び御産の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程の一部を改正する規

程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市訓令第 2 号

伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程の一部を改正する規程

伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市契約審査委員会規程

第 1 条中「(平成 17 年伊勢市規則第 48 号)に規定する指名競争入札又は一般競争入札により本市が執行する建設工事等に関し、請負業者の指名について、必要な資格審査」を「(平成 17 年伊勢市規則第 48 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市が行う契約について、契約方法、契約手続等について審査」に改める。

第 2 条中「伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会」を「伊勢市契約審査委員会」に改める。

第 3 条第 2 号中「標準発注額」を「標準発注額等」に改め、同条第 3 号中「伊勢市請負工事に係る不正行為による業者の指名停止期間」を「資格（指名）停止」に改め、同条第 6 号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「入札参加業者の選定」を「発注条件」に改め、同号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 規則第 20 条の 2 に定める範囲を超える物品の買入れその他の随意契約に関すること。

第 3 条第 4 号中「3,000 万円以上の建設工事の指名競争入札参加業者の選定」を「5,000 万円以上の建設工事等の契約の発注条件」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第 2 号に基づき設定する基準に該当しない建設工事等の契約の発

注条件に関すること。

第4条第1項中「9人」を「11人」に、「財務政策部長 総務部長 環境部長」を「総務部長 財務政策部長 生活部長 環境部長 健康福祉部長」に改め、同条第2項を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生



### 伊勢市訓令第3号

伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程の一部を改正する規程

伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程（平成17年伊勢市訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「及び伊勢市指定団地企業立地促進条例施行規則（平成20年伊勢市規則第18号）第16条第3項の規定」に改める。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定団地企業立地促進奨励金の額の決定に関すること。
- (5) 事業用定期借地権制度の適用に関すること。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

伊勢市工芸指導所運営協議会規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市訓令第 4 号

伊勢市工芸指導所運営協議会規程を廃止する規程

伊勢市工芸指導所運営協議会規程（平成 18 年伊勢市訓令第 6 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会訓令第1号

### 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、学校保健法（昭和33年法律第56号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及びこれらに基づく関係法令（以下「規程等」という。）に定めるもののほか、教職員の安全と健康を保持するとともに快適な職場環境の形成の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 教職員 学校に常時勤務する職員をいう。

(教育委員会及び校長の責務)

第3条 教育委員会及び校長は、規程等の趣旨に従い、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するよう努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、次条及び第6条の規定により置かれた統括安全衛生管理者及び安全衛生管理者が規程等に基づいて講ずる安全及び健康の保持増進のための措置に協力するよう努めなければならない。

(統括安全衛生管理者等の設置)

第5条 次条に定める安全衛生管理者を指揮し、その業務を統括させるため、統括安全衛生管理者を置く。

- 2 統括安全衛生管理者は、教育部長の職にある者をもって充てる。

(安全衛生管理者)

第6条 学校に安全衛生管理者を置く。

- 2 安全衛生管理者は、校長の職にある者をもって充てる。
- 3 安全衛生管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - (3) 健康診断の実施その他教職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
  - (4) 公務上の災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
  - (5) 快適な職場環境を形成するための措置に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全及び健康の確保に必要な措置に関すること。

(衛生推進者)

第7条 学校に衛生推進者を置くものとし、教頭をもって充てるものとする。

2 前条第3項の規定は、衛生推進者についても準用する。

(健康管理医)

第8条 学校に健康管理医を置く。

2 健康管理医は、次に掲げる医学に関する専門的知識を必要とする事務を行うものとする。

(1) 教職員の健康診断の結果に基づく措置に関すること。

(2) 教職員に対する保健指導及び健康相談に関すること。

(3) 職場の巡視並びに教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(4) 教職員に対する衛生教育に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

3 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、安全衛生管理者に対し勧告し、又は衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）に対し指導し、若しくは助言することができる。

(学校安全衛生委員会の設置)

第9条 学校に次に掲げる事項を調査審議するため、学校安全衛生委員会を置く。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 公務上の災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。

(4) 快適な職場環境を形成するための基本となるべき対策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(学校安全衛生委員会の組織等)

第10条 学校安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 安全衛生管理者 1人

(2) 衛生推進者 1人

(3) 健康管理医 1人

(4) 安全及び衛生に関し、安全衛生管理者が指名した教職員 若干名

2 前項第4号に掲げる委員のうち半数は、教職員の過半数で組織する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条の規定による職員団体があるときはそ

の職員団体の、教職員の過半数で組織する職員団体がないときは教職員の過半数の推薦に基づき、その代表者を安全衛生管理者が指名しなければならない。

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員は、再任されることができる。
- 4 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 安全衛生管理者は、学校安全衛生委員会を組織したときは、速やかに、学校安全衛生委員会設置報告書(様式第1号)を統括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(学校安全衛生委員会の議長)

第11条 学校安全衛生委員会に議長を置く。

- 2 議長は、安全衛生管理者である委員をもって充てる。
- 3 議長は、委員会を代表し、かつ、会務を総理する。
- 4 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(学校安全衛生委員会の会議)

第12条 学校安全衛生委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて議長が招集する。ただし、3分の1以上の委員から請求があるときは、会議を招集しなければならない。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(学校安全衛生委員会の運営等)

第13条 第10条から前条までに定めるもののほか、学校安全衛生委員会の運営等に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(伊勢市学校統括安全衛生委員会の設置)

第14条 教育委員会に次に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べるため、伊勢市学校統括安全衛生委員会を置く。

- (1) 教職員の危険又は健康障害の防止に関する基本的な事項
- (2) 教職員の健康の保持増進に関する基本的な事項
- (3) 定期健康診断等統一的な措置を必要とする事項
- (4) 快適な職場環境の形成に関する基本的な事項

(伊勢市学校統括安全衛生委員会の組織)

第15条 伊勢市学校統括安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括安全衛生管理者 1人
- (2) 学校教育課長の職にある者 1人
- (3) 安全衛生管理者のうちから教育長が指名した者 1人
- (4) 産業医 1人
- (4) 健康管理医のうちから教育長が指名した者 1人
- (5) 安全衛生管理者が指名した教職員 4人

2 前項第5号に掲げる委員のうち半数は、教職員の過半数で組織する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条の規定による職員団体があるときはその職員団体の、教職員の過半数で組織する職員団体がいないときは教職員の過半数の推薦に基づき、その代表者を安全衛生管理者が指名しなければならない。

（伊勢市学校統括安全衛生委員会の庶務）

第16条 伊勢市学校統括安全衛生委員会の庶務は、教育総務課において行う。

（準用）

第17条 第10条第3項及び第4項並びに第11条から第13条までの規定は、伊勢市学校統括安全衛生委員会について準用する。この場合において、「安全衛生管理者」とあるのは、「統括安全衛生管理者」と読み替えるものとする。

（健康診断の実施）

第18条 統括安全衛生管理者は、安全衛生管理者を指揮し、別に定めるところにより教職員の健康診断を実施しなければならない。

2 安全衛生管理者は健康管理上必要があると認めた場合は、統括安全衛生管理者及び健康管理医の意見を聴いて臨時に教職員の健康診断を行うものとする。

（受診義務）

第19条 教職員は、指定された日時及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により指定された日時に健康診断を受けることができないときは、安全衛生管理者にその旨を連絡しなければならない。

2 安全衛生管理者は、前項ただし書の連絡を受けたときは、当該教職員に対し日時及び場所の変更等について必要な指示を与えなければならない。

（健康診断票等の作成及び保管）

第20条 安全衛生管理者は、その所属する教職員の健康診断票等を作成し、当該教職員の健康管理のために有効に活用するとともに、在職中及び退職後5年間これを保管しなければならない。

2 安全衛生管理者は、教職員が転任等により他の学校等に属することとなったときは、その者に係る健康診断票等を転出先の安全衛生管理者に送付しなければならない。

（指導区分の決定）

第21条 健康管理医は、健康診断を行ったときは、その検査の結果を総合判定し、これを書面により安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 安全衛生管理者は、前項の規定に基づき指導区分の決定の報告を受けたときは、当該教職員に通知しなければならない。

（療養等の指示）

第22条 安全衛生管理者は、前条第1項の規定に基づく報告を受けたときは、その決定に従い、健康保持のために必要があると認めた者について、指導区分により、当該教職員に必要な措置を行わなければならない。



(健康教育等)

第 23 条 統括安全衛生管理者は、教職員に対する健康教育及び健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

(統括安全衛生管理者の講ずる措置)

第 24 条 統括安全衛生管理者は、学校における安全衛生の水準の向上を図るため次のような措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するよう努めなければならない。

- (1) 職場環境を快適な状態に維持管理するための措置
- (2) 教職員の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するために必要な措置
- (4) 学校安全衛生委員会の意見の聴取

(報告)

第 25 条 統括安全衛生管理者は、安全衛生管理者に対して、教職員の安全及び健康に関して必要な報告を求めることができる。

(書類の提出)

第 26 条 この規程の規定により、統括安全衛生管理者に提出する書類は教育総務課に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 22 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 20 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 20 年 3 月 26 日（水）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件  
議案第 1 号 平成 20 年度伊勢市岡本町財産区予算  
議案第 2 号 平成 19 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 23 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 20 年 3 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

# 平成19年度伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	.....	1
1 定数の適正化の状況	.....	2
2 職員の任免及び職員数に関する状況	.....	2 ~ 3
(1) 職員採用状況（H18.4.2～H19.3.31）（H19.4.1）		
(2) 職員退職状況		
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由		
(4) 年齢別職員構成の状況		
(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況		
3 職員の給与の状況	.....	4 ~ 13
(1) 人件費の状況		
(2) 職員給与費の状況		
(3) ラスパイレス指数の状況		
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況		
(5) 職員の初任給の状況		
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況		
(7) 一般行政職の級別職員数の状況		
(8) 職員の手当の状況		
(9) 特別職の報酬等の状況		
(10) 公営企業職員の状況		
(I) 水道事業		
(II) 下水道事業		
(III) 病院事業		
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	.....	14
(1) 勤務時間		
(2) 休暇制度		
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	.....	14
(1) 分限処分の状況		
(2) 懲戒処分の状況		
6 職員のサービスの状況	.....	14
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	.....	15
(1) 研修実施状況		
(2) 職員の勤務評定の実施状況		
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	.....	15
(1) 健康に関すること		
(2) その他の福利厚生		
9 公平委員会の報告	.....	15

## 1 定員の適正化の状況

定員管理とは、地方公共団体が総定員を最小限に抑えることと、部門ごとに適切な職員を配置することで、住民負担の増加抑制に留意しつつ、貴重な人材を活用する「最小の職員数で、最大の効果をあげる」ことが目的です。

定員の適正化については、これまでも計画的に取り組みを進めてきましたが、新たに平成18年度に「伊勢市定員管理計画」を策定し、総職員数の削減に取り組むこととしました。計画は、平成18年度以降の5年間を期間とし、職員102人を削減目標としています。

なお、平成18年4月1日の職員数と、平成19年4月1日の職員数とを比較しますと、事務事業等の統合や整理等見直しを行った結果、57人の削減となりました。

## 2 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員採用状況（平成18年度中途採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	0	0
病 院	10	5	15
消 防	0	0	0
合 計	10	5	15

### (平成19年4月1日採用者数)

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	19	1	20
教 育	0	6	6
病 院	2	3	5
消 防	5	0	5
合 計	26	10	36

### (2) 職員退職状況（平成18年度退職者数）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
一般行政など	12	24	12	48
教 育	1	8	4	13
病 院	2	7	32	41
消 防	4	2	0	6
合 計	19	41	48	108

### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

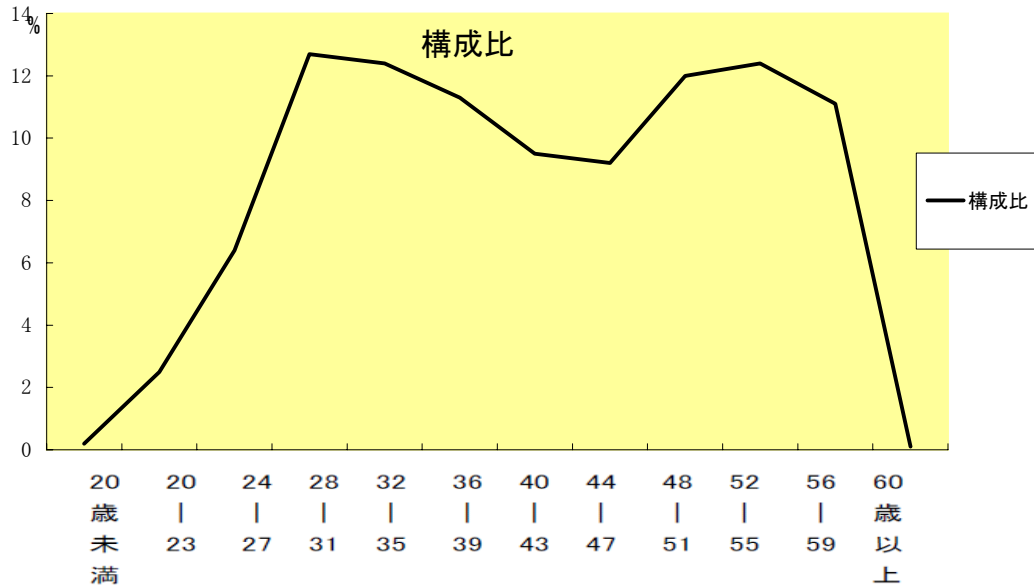
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成18年		
一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	0	・機構改革による組織の見直し ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制 など定員適正化による減
	総務企画	181	179	2	
	税 務	55	58	-3	
	民 生	231	237	-6	
	衛 生	160	162	-2	
	労 働	2	3	-1	
	農林水産	29	29	0	
	商 工	27	25	2	
土 木	111	113	-2		
	小 計	804	814	-10	
特 別 行 部 政 門	教 育	154	169	-15	・総合支所の教育分室の統合による減
	消 防	172	172	0	
	小 計	326	341	-15	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	371	391	-20	・診療科の休止による減 ・総合支所の上下水道課の統合による減
	水 道	37	42	-5	
	下 水 道	39	44	-5	
	そ の 他	40	42	-2	
	小 計	487	519	-32	
合 計		1,617	1,674	-57	

(注) 1 職員数には伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 その他：老人保健医療、国民健康保険及び介護保険の各特別会計

(4) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	41人	104人	206人	201人	182人	154人	149人	194人	200人	180人	2人	1,617人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,713人	1,584人	129人	7.5%

(注) 国の定める期間における数値目標です。

(参考) 伊勢市定員管理計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年4月1日	102人の減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門	17年 計画始期	18年	19年	17年～19年	(参考) 数値目標
		1年目	2年目	計	
一般行政	職員数	845	814	804	—
	増減		-31	-10	-41
教育	職員数	181	169	154	—
	増減		-12	-15	-27
消防	職員数	172	172	172	—
	増減		0	0	0
公営企業 等会計	職員数	515	519	487	—
	増減		4	-32	-28
計	職員数	1,713	1,674	1,617	—
	増減		-39	-57	-96(74.4%)

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成19年3月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成17年度 人件費率(旧4市町村合計)
18年度	人 134,573	千円 41,304,770	千円 10,162,476	% 24.6	% 24.2

#### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 1,152	千円 4,596,914	千円 677,273	千円 1,867,572	千円 7,141,759	千円 6,199

(注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	伊勢市	類似団体平均	全国市平均
ラスパイレス指数	98.5	99.7	97.9

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

#### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	40.11 歳	329,181 円	394,801 円	352,681 円
三重県	42.5 歳	354,760 円	444,964 円	388,159 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	44.5 歳	359,680 円	457,413 円	418,196 円

##### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.0歳	217人	337,700円	367,652円	347,892円
うち用務員	53.8歳	24人	379,050円	399,734円	393,792円
うち清掃職員	46.2歳	104人	338,360円	384,639円	352,276円
うち学校給食調理員	49.2歳	51人	326,445円	332,349円	328,126円
三重県	46.0歳	430人	347,161円	396,977円	371,137円
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円
類似団体	46.0歳	93人	337,956円	402,603円	381,860円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

◎技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組みについて

○給料等の公表

- ・ 技能労務職員の給料等を、細分化した職種別に公表する。
- ・ 三重県・国・類似団体と比較し、公表する。

○給料表の適用

平成18年7月より、技能労務職給料表(国行政職二表)を導入し、給料表の運用の適正化に努めた。

○人員について

平成15年度より新規職員の採用を控えており、業務委託や指定管理者制度なども含め、人員の適正に努める。

(参考：民間データ)

職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理 業務従業員	43.3歳	299,800円
調理士	43.1歳	282,600円
用務員	53.9歳	227,200円

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータです。

※数値については平成16年～18年の3ヶ年平均です。

※平均給与月額等について、民間データはパート・アルバイト労働者を含んでいます。

※業務内容・雇用形態(年数)等において完全に一致するものではありません。

(5) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	I種 185,800円 II種 172,200円
	高校卒	149,800円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	146,700円	144,500円	—
消防職	大学卒	191,600円	—	—
	高校卒	161,600円	—	—

※平成19年度給与改定後の数値を表示しています。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,650円	309,850円	371,933円
	高校卒	226,400円	276,729円	312,950円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	職員	16人	3.0%
2級	職員	77人	14.3%
3級	職員	189人	35.0%
4級	係長	98人	18.2%
5級	課長補佐	61人	11.3%
6級	課長	75人	13.9%
7級	部長	23人	4.3%
合 計		539人	100.0%

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 職員の手当の状況(一般会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,624 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,873 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) — 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 ※管理職員の勤勉手当は1.45月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※支給割合は平成19年度給与改定後の数値を表示しています。

② 退職手当(平成19年4月1日現在)

伊勢市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) 1人当たり平均支給額(自己都合) 4,925千円 (勤奨・定年) 24,932千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)

(注) 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

③ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	30,838 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額(平成18年度決算)	56,898 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	45.8 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課 二見・小俣生活環境課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援センター準備室職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円

変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

#### ④時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	275,628 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	265 千円

#### ⑤その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族1人 6,500円</li> <li>配偶者のない場合の1人目 11,000円</li> <li>16~22歳の子、孫に対し 5,000円加算</li> </ul>	同じ		130,939 千円	229,316 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎借家・借間</li> <li>家賃13,000円未満 支給無し</li> <li>13,000円~23,000円以下 支給額(家賃-12,000円)</li> <li>23,001円~55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>55,000円以上 支給額 27,000円</li> </ul>	同じ		42,007 千円	74,348 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎持家</li> <li>新築等5年未満 3,000円</li> <li>新築等5年以上 1,000円</li> </ul>	異なる	国(持家)新築等5年未満... 2,500円		
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		55,095 千円	61,353 円
	交通用具(自転車等)利用者 2km未満 支給無し 2~3km未満 2,500円 3~4km未満 3,500円 4~5km未満 4,300円 5~6km未満 4,600円 6~7km未満 4,900円 7~8km未満 5,200円 8~10km未満 5,500円 10~15km未満 7,000円 15~20km未満 7,900円 20~25km未満 8,800円 25~30km未満 9,700円 30~35km未満 10,600円 35~40km未満 11,500円 40~45km未満 12,400円 45~50km未満 13,300円 50~55km未満 14,200円 55~60km未満 15,100円 60km以上 16,000円	異なる	交通用具利用者 2km未満...支給無し 2~5km未満...2,000円 5~10km未満...4,100円 10~15km未満...6,500円 15~20km未満...8,900円 20~25km未満...11,300円 25~30km未満...13,700円 30~35km未満...16,100円 35~40km未満...18,500円 40~45km未満...20,900円 45~50km未満...21,800円 50~55km未満...22,700円 55~60km未満...23,600円 60km以上...24,500円		

休日給	・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価× 135/100	同じ		45,939 千円	399,469 円
夜間勤務手当	・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価× 25/100	同じ		29,848 千円	210,194 円
管理職手当	部長職 月額 62,000円 課長職 月額 45,000円	異なる	・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500 ・3種 77,400 ・4種 66,400 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700 ・4種 62,300 ・5種 51,900	65,548 千円	585,252 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき(6時間超の場合は150/100を乗じる) ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円	異なる	・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	1,431 千円	29,813 円

※支給額及び支給率は平成19年度給与改定後の数値を表示しています。

#### (9)特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,013,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,070,000 円/ 417,700 円
	副 市 長	785,000 円	900,000 円/ 670,000 円
報酬	議 長	567,000 円	760,000 円/ 420,100 円
	副 議 長	509,000 円	670,000 円/ 366,600 円
	議 員	451,000 円	620,000 円/ 338,800 円
期末手当	市 長	(平成19年度支給割合) 4.4 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.4 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成19年度支給割合) 3.3 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	3.3 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.3 月分	・役職加算 20%
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎

(10) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)17年度の総費用に 占める職員給与費比率 (旧4市町村分含む)
	千円	千円	千円	%	%
18年度	2,570,992	470,462	386,395	15.0	17.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	41人	185,729千円	20,184千円	76,924千円	282,837千円	6,898千円

(注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	47.1 歳	380,546 円	568,376 円
全国市町村平均	45.1 歳	372,599 円	569,636 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成18年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,832千円		1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,624千円	
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 計 4.5 月分 ※管理職員の勤勉手当については1.45月分		(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 計 4.5 月分 ※管理職員の勤勉手当については1.45月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	退職者なし (勸奨・定年) 23,966千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	4,925千円 (勸奨・定年) 24,932千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成18年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		819 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		45,483 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		43.9 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	6,583 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	183 千円

オ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	6,656 千円	255,981 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	724 千円	32,918 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,498 千円	86,124 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,906 千円	581,150 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	0 千円	0 円

(II) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A
	千円	千円	千円	%
18年度	1,400,470	195,542	324,615	23.2

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
A						
18年度	43人	161,885千円	29,701千円	66,100千円	257,686千円	5,993千円

(注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	38.6 歳	320,395 円	499,390 円
全国市町村平均	44.4 歳	373,334 円	571,401 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成18年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(下水道事業)	伊勢市(一般会計)
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,537千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,624千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 計 4.5 月分 ※管理職員の勤勉手当については1.45月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 計 4.5 月分 ※管理職員の勤勉手当については1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

#### イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

伊勢市(下水道事業)	伊勢市(全体)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) (退職時特別昇給 勤続退職者1号給) 1人当たり平均支給額(自己都合) 退職者なし (勤続・定年) 25,189千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) (退職時特別昇給 勤続退職者1号給) 1人当たり平均支給額(自己都合) 4,925千円 (勤続・定年) 24,932千円

- (注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。  
2 1人あたりの平均支給額については平成18年度の状況を掲載しています。

#### ウ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	14,756 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	388 千円

#### エ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			6,093 千円	243,720 円
住居手当	一般会計に同じ			2,327 千円	101,191 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,284 千円	76,118 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,839 千円	567,710 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			0 千円	0 円

### (Ⅲ) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占める 職員給与費比率
18年度	千円 6,948,353	千円 △ 341,787	千円 3,818,889	% 55.0	% 53.6

##### イ 決算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	381人	1,560,909千円	552,832千円	643,916千円	2,757,657千円	7,238千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	医師	42.7 歳	566,165 円	1,343,000 円
	看護師	38.5 歳	300,437 円	479,000 円
	事務職	44.4 歳	367,300 円	572,000 円
全国市町村平均	医師	43.0 歳	564,908 円	1,294,193 円
	看護師	37.0 歳	293,387 円	473,921 円
	事務職	44.2 歳	356,684 円	552,401 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成18年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)		伊勢市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,690千円		1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,624千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 計 4.5 月分 ※管理職員の勤勉手当については1.45月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 計 4.5 月分 ※管理職員の勤勉手当については1.45月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)	

イ 退職手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 2,973千円 (勸奨・定年) 24,816千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 4,925千円 (勸奨・定年) 24,932千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した病院及び伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)		32,896 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		715,134 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	12 %	45 人	12 %

(注) 上記支給実績等は平成18年度、支給対象等は平成19年度の状況です。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		217,512 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算、医師・看護師含む)		643,528 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		13種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 医療部長及び健診センター長 医長 副医長	月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1体につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(深夜22:00～5:00)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円
待機手当	医師、医療技術者、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	214,404 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	549 千円
支給実績(18年度決算)	173,149 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	587 千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			27,507 千円	235,104 円
住居手当	一般会計に同じ			22,275 千円	162,589 円
通勤手当	一般会計に同じ			21,566 千円	70,018 円
管理職手当	一般会計に同じ(ただし副院長は給料月額×25/100)			13,155 千円	877,020 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ(ただし健診センターは1勤務 10,000円)			125 千円	8,333 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			28,624 千円	151,451 円
宿日直手当	医師 1回 19,700円 その他 1回 5,900円	異	医師1回 20,000円	16,023 千円	197,813 円



#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

##### (2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

#### 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況（平成18年度）

区分	免職	降任	休職	合計
市長部局など	0	0	14	14
教育	0	0	1	1
合計	0	0	15	15

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

##### (2) 懲戒処分の状況（平成18年度）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局など	0	2	1	0	3
教育	0	0	0	0	0
合計	0	2	1	0	3

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

#### 6 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修実施状況（平成18年度）

#### ①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日（回数）	数
幹部職員研修	21		1
課長研修	26		2
係長研修	25		2
業務員研修	129		6
政策形成研修	27		2
企画力向上研修	27		2
応対マナー講師養成研修	19		2
目からうろこ研修	367		3
地域経営研修	477		2
応対マナー向上研修	594		2
人材育成カレッジ	374		43
計	2,086		

#### ②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	62
市町村アカデミー	8
国際文化アカデミー	15
三重県	15
その他研修	37
合 計	137

### (2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

### (2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

## 9 公平委員会の報告

### 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

#### 公平委員会の業務の状況（平成18年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 24 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 20 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市告示第 25 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 20 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 縦覧期間

平成 20 年 4 月 1 日（火）から 4 月 30 日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

### 2 縦覧場所

伊勢市財務政策部課税課

伊勢市告示第 26 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	荘 4 号線	二見町三津字中野 540 番 4 地先から 二見町三津字中野 543 番 4 地先まで	旧	2.9~3.5	20.0
			新	9.5~15.0	20.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 27 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
荘 4 号 線	二見町三津字中野 540 番 4 地先から 二見町三津字中野 543 番 4 地先まで

供用開始の期日 平成 20 年 3 月 31 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成20年3月19日

伊勢市教育委員会  
委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成20年3月27日(木)午後3時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第6号 教育委員会委任規則の一部改正について

議案第7号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の制定について

議案第8号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第9号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

議案第10号 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則について

議案第11号 就学等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第12号 平成20年度伊勢市学校(園)教育目標について

議案第13号 事務委任及び補助執行の協議について

議案第14号 伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則の制定について

## 伊勢市上下水道事業告示第5号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成20年3月18日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課(24日以降は二見総合支所内伊勢市上下水道部下水道施設管理課及び本庁1階上下水道部窓口)に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成20年3月18日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成20年4月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
船江1丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式



伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成20年3月19日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
80	梅田水道	松阪市幸生町525番地23	平成20年3月10日

伊勢市公告第 32 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市保健所犬舎	雑	茶	不明	中	91 日以上	首輪なし
2	伊勢市保健所犬舎	雑	白	不明	小	91 日未満	首輪なし
3	伊勢市保健所犬舎	雑	白	不明	小	91 日未満	首輪なし
4	伊勢市保健所犬舎	雑	白	不明	小	91 日未満	首輪なし
5	伊勢市保健所犬舎	雑	白	不明	小	91 日未満	首輪なし

2 抑留した日 平成 20 年 3 月 17 日

3 抑留期限 平成 20 年 3 月 19 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 33 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市矢持町	雑	白	不明	中	91 日以上	首輪なし
2	伊勢市朝熊町	雑	茶	不明	中	91 日未満	首輪なし

2 抑留した日 平成 20 年 3 月 18 日

3 抑留期限 平成 20 年 3 月 24 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 34 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市有滝町	雑	茶	雌	中	91 日以上	革の首輪（茶） チェーン付き

2 抑留した日 平成 20 年 3 月 26 日

3 抑留期限 平成 20 年 3 月 31 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 35 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を定めるので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号のロの規定により公告し、当該計画案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 20 年 3 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧期間  
自 平成 20 年 3 月 28 日  
至 平成 20 年 4 月 28 日
  
- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧場所及び意見書の提出先  
伊勢市産業部 農林課 御菌総合支所 1 階  
郵送 〒516-8501  
伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林課  
T E L 0596-22-0370  
F A X 0596-21-5605  
電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)
  
- 3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項  
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。  
意見の要旨及び住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第36号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、国土交通省中部地方整備局長から事業認定の通知を受けたので、同条第 2 項の規定により、当該起業地を表示する図面を公衆の縦覧に供します。

平成20年 3 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 起業者の名称

三重県

2 事業の種類

県営ふるさと農道整備事業御菌地区（三重県伊勢市磯町字向山地内から同市御菌町上條字細野地内まで）

3 縦覧場所

伊勢市産業部農林課（伊勢市御菌総合支所内）

4 縦覧期間

事業の認定が効力を失う日又は土地収用法第30条の 2 において準用する同法第30条第 2 項若しくは第 3 項の規定による通知を受ける日まで

5 問い合わせ先

伊勢市産業部農林課 電話 0596-22-0372

伊勢市公告第 37 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (㎡)
太陽公園	伊勢市河崎 3 丁目 767 番 10	306

供用開始の期日 平成 20 年 3 月 31 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部 維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 38 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域(㎡)
松下消防庫公園	伊勢市二見町松下字口之郷 2024 番の一部、2025 番の一部、2026 番の一部及び 2027 番の一部	246.47
江(漁港区域内)公園	伊勢市二見町江字沖浜新田 1109 番 31	234.00
三津公園	伊勢市二見町三津字南新田 248 番、248 番 1、248 番 2、251 番、251 番 1、251 番 2、252 番、253 番、254 番及び 254 番 1	1,682.00
山田原児童公園	伊勢市二見町山田原字小山田 173 番	313.33
光の街公園（東）	伊勢市二見町光の街字五峰山 1039 番	4,527.00
光の街公園（西）	伊勢市二見町光の街字五峰山 1016 番	421.00
溝口子どもの遊び場	伊勢市二見町溝口字棒藪 298 番 11	505.00
西児童公園	伊勢市二見町西字里南 857 番の一部、860 番、861 番 1、861 番 2、863 番、868 番、870 番 2 の一部及び 870 番 3	1,606.32
三交西児童公園	伊勢市二見町西字野中 1017 番 366	280.00



みどり苑公園	伊勢市二見町字中野 183 番 26	100.00
第二みどり苑児童公園	伊勢市二見町字中野 183 番 48	106.00

供用開始の期日 平成 20 年 3 月 31 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 39 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
4 人	2 人	7,520 m <sup>2</sup>	1 年
1 人	1 人	1,139 m <sup>2</sup>	2 年
7 人	3 人	15,644 m <sup>2</sup>	3 年
1 人	1 人	2,349 m <sup>2</sup>	4 年
40 人	10 人	246,276 m <sup>2</sup>	5 年
1 人	1 人	1,506 m <sup>2</sup>	6 年
4 人	3 人	33,806 m <sup>2</sup>	10 年

## 伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき、平成19年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成20年3月31日

伊勢市監査委員	小	松	尚	平
伊勢市監査委員	浦	野	卓	久
伊勢市監査委員	品	川	幸	久

平成 19 年 度

定 期 監 査 等 結 果 報 告 書

伊 勢 市 監 査 委 員

19監第 296号

平成20年3月31日

伊勢市監査委員 小松尚平

伊勢市監査委員 浦野卓久

伊勢市監査委員 品川幸久

#### 平成19年度定期監査等結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき、平成19年度の定期監査、行政監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じられた場合は、その旨を通知されたい。

目 次

定 期 監 査	.....	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	.....	1 頁
2 定期監査の対象事務	.....	2 頁
3 監査を実施した監査委員	.....	2 頁
4 監査の方法	.....	2 頁
5 監査の主眼	.....	2 頁
6 監査の結果	.....	2 頁
検 査 室	.....	3 頁
総 務 部	.....	3 頁
財 務 政 策 部	.....	4 頁
生 活 部	.....	5 頁
環 境 部	.....	5 頁
健 康 福 祉 部	.....	6 頁
産 業 部	.....	7 頁
観 光 交 通 部	.....	8 頁
都 市 整 備 部	.....	9 頁
二 見 総 合 支 所	.....	10 頁
小 俣 総 合 支 所	.....	10 頁
御 菌 総 合 支 所	.....	10 頁
会 計 課	.....	11 頁
上 下 水 道 部	.....	11 頁
市 立 伊 勢 総 合 病 院	.....	11 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	.....	12 頁
消 防 本 部 ( 署 ・ 分 署 ・ 出 張 所 )	.....	13 頁
議 会 事 務 局	.....	13 頁
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	.....	13 頁
監 査 委 員 事 務 局	.....	14 頁
農 業 委 員 会 事 務 局	.....	14 頁
7 む す び	.....	14 頁
随 時 監 査 ( 工 事 監 査 )	.....	15 頁
財 政 援 助 団 体 等 監 査	.....	21 頁

## 定期監査

### 1 実施期間及び対象箇所 (平成19年10月11日から平成20年1月28日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 19 年 10 月 11 日	秘書課、総務課、広報広聴課
平成 19 年 10 月 12 日	職員課、電算システム課
平成 19 年 10 月 17 日	危機管理課、管財契約課、財政課
平成 19 年 10 月 18 日	課税課、収税課
平成 19 年 10 月 19 日	行政経営課、市民参画交流課
平成 19 年 10 月 22 日	地域内分権推進課、戸籍住民課
平成 19 年 10 月 23 日	人権政策課、合併調整室
平成 19 年 10 月 29 日	環境課、資源循環課、清掃課
平成 19 年 11 月 2 日	介護保険課、こども課、さくらぎ保育所、あさま保育所
平成 19 年 11 月 5 日	生活支援課、長寿課、あけぼの園、二見浦保育園
平成 19 年 11 月 6 日	医療保険課、障がい福祉課、健康課、おおぞら児童園
平成 19 年 11 月 7 日	企業誘致課、商工労政課
平成 19 年 11 月 8 日	農林課、水産課、産業支援センター準備室
平成 19 年 11 月 9 日	観光企画課、観光事業課、産業部現地
平成 19 年 11 月 13 日	交通政策課、監理課
平成 19 年 11 月 14 日	都市計画課、基盤整備課
平成 19 年 11 月 15 日	会計課
平成 19 年 11 月 16 日	維持課、用地課
平成 19 年 11 月 19 日	建築住宅課、宮川・横輪川改修対策室、都市整備部現地
平成 19 年 11 月 20 日	教育総務課、学校教育課、教育研究所
平成 19 年 11 月 21 日	生涯学習・スポーツ課、文化振興課
平成 19 年 11 月 26 日	市立伊勢総合病院
平成 19 年 11 月 27 日	小俣総合支所地域振興課、生活環境課、福祉健康課、産業建設課
平成 19 年 11 月 28 日	二見総合支所産業建設課、地域振興課、生活環境課、福祉健康課
平成 19 年 11 月 29 日	御菌総合支所地域振興課、生活環境課、福祉健康課、産業建設課
平成 19 年 11 月 30 日	検査室、議会事務局、監査委員事務局
平成 19 年 12 月 7 日	神社支所、北浜支所、城田支所、四郷支所、沼木支所(書類監査)
平成 19 年 12 月 21 日	消防本部(署)、消防(西分署・玉城出張所)
平成 19 年 12 月 26 日	大湊支所、豊浜支所、浜郷支所、宮本支所
平成 19 年 12 月 27 日	農業委員会、選挙管理委員会
平成 20 年 1 月 11 日	水道事業、下水道事業、上下水道部現地
平成 20 年 1 月 16 日	有緝小学校、修道小学校、五十鈴中学校
平成 20 年 1 月 17 日	上野小学校、中島小学校
平成 20 年 1 月 18 日	大湊小学校、豊浜東小学校、豊浜東幼稚園
平成 20 年 1 月 23 日	小俣中学校、小俣幼稚園、豊浜中学校
平成 20 年 1 月 28 日	城田中学校、御菌小学校、二見小学校

## 2 定期監査の対象事務

平成19年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第199条第1項、第2項、第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施した。

## 3 監査を実施した監査委員

小松尚平（識見監査委員）  
浦野卓久（識見監査委員）  
品川幸久（現議選監査委員 平成19年12月4日から）  
谷田幸江（前議選監査委員 平成19年12月3日まで）

## 4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、諸帳簿・書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。  
さらに、施設及び工事については抽出し、現場において説明を受けた。

## 5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、又、前年度に指摘、要望した事項については適切に対応されているか等を主に実施した。

## 6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

### （全般的共通事項）

- （1）事務事業については予定どおり遂行され、予算の執行においては、書類・帳簿等の一部に不備が見受けられたため、その場において指示をして改善を促したが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。  
今後とも真に市民が求めるニーズを的確に把握され、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。
- （2）収入未済額については、解消に向けて努力をされているところであるが、健全な納税者の納付意欲に悪影響を及ぼさないように、公平な滞納整理、滞納処分を推進されたい。
- （3）各種補助金・負担金については、諸団体の事業実績を見極め、必要性や効果などの内容を十分精査し、予算執行の適正化を図られたい。



- (4) 財務に関する事務の執行については、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。
- (5) 時間外勤務については削減に向け積極的に取り組まれているところであるが、管理職員におかれては業務量や勤務の実態等を的確に把握、精査され、適切な人員配置や業務分担見直しなどを行うとともに、人件費削減に向け努力されたい。
- (6) 随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比して事務手続きが簡略で経費が少なく、さらに契約の目的・内容に相応する技術等を有する業者を選定できるというメリットがある反面、競争性を目的としたものでないため、運用を誤ると契約自体が情実に左右され、公正な取引を害するおそれがある。  
このため、随意契約の締結にあたっては、特に契約理由を明確にするなど法令に基づき厳正かつ公正な発注を要望する。
- (7) 郵券については、郵券切手受払簿の記載漏れ等により残数が一致しないもの、規定の様式で整理されていないもの、文書登録が漏れているものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正に処理されるよう努められたい。

### (各課に関する事項)

#### 検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

#### 総 務 部

秘書課 総務課 広報広聴課 職員課 管財契約課 電算システム課  
危機管理課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【秘書課】

意見

- (1) 諸行事出張等については、最少の人員で対応され経費削減に努力されているところであるが、今後も時間外勤務の削減に努力されたい。

#### 【総務課】

意見

- (1) 市史編さんの基礎資料については、各委員の多大なるご尽力と各作業の過程において長期間を費やし調査した貴重な財産であるため、その保管方法については、防火対策も含め特に意を用いて保管されるよう望むものである。

#### 【広報広聴課】

意見

- (1) 行政相談については、月4回実施しているが相談者が少ない状況で推移している。相談回数を見直しを含め、検討を願うものである。
- (2) 法律相談については、生活支援課が社会福祉法人社会福祉協議会に補助金を交付し同様の法律相談を実施している。相談窓口の集約及び市民相談のありかたについて検討を願うものである。

#### 【職員課】

意見

- (1) 給与支給支払時における法定控除と法定外控除の処理について適正な事務手続きを検討されたい。

#### 【管財契約課】

意見

- (1) 吹上駐車場の有効利用で駐車料金の収益率の向上に努力されたい。

#### 【電算システム課】

意見

- (1) 内部情報系システムの更新に伴い、職員による検討委員会で検討されているところがあるが、財務会計に関する帳票面での改善要望についても併せて検討を願うものである。

#### 【危機管理課】

意見

- (1) 市民の生命を守り、木造住宅の倒壊の被害を軽減するため、耐震補強の普及啓発に努められたい。

### 財 務 政 策 部

財政課 課税課 収税課 行政経営課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【財政課】

意見

- (1) バランスシートの作成について研究されたい。

#### 【課税課】

意見

- (1) 自主財源の根幹をなす市税の確保については、財政上大きな影響を与えることから、所得の把握、資産の調査、課税資料の収集等、国・県との協力の下で課税客体を確実に把握され自主財源の確保に努められたい。

#### 【収税課】

意見

- (1) 税源移譲に伴う定額減税の廃止等により、分割納付の増加や納付が困難な納税者からの納付相談がある中で、収納率の向上と自主納付の促進を図るため、徴収体制の強化を図られているところであるが、分割収納等時効の中断に積極的に取組まれ、より一層の収入の確保に努められたい。

#### 【行政経営課】

意見

- (1) 行財政改革大綱に基づき進行管理を行っているところであるが、市の業務を指定管理者など民間が実施した場合、サービスが向上し、かつ、経営努力により黒字を出していることが見受けられた。市の業務全般においても職員全員が視点を変え、民間の経営感

覚を意識しながら行財政改革の推進に取組まれるよう期待するものである。

## 生 活 部

市民参画交流課 地域内分権推進課 戸籍住民課（各支所含む。） 人権政策課  
合併調整室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項については特に認められなかった。  
また、意見については、次に述べるとおりである。

### 【市民参画交流課】

意見

- (1) 豪州中学生派遣交流事業について、事業の趣旨は理解するものであるが、参加費用については保護者の資力、選考基準については生徒の学力によるなど種々の要素が含まれるため、教育の機会の均等という観点からも検証し、見直しも含めて検討されるよう望むものである。

### 【地域内分権推進課】

意見

- (1) 地域自治組織の制度設計については、地域の実情を把握し、慎重に取組まれたい。

### 【戸籍住民課（各支所含む）】

意見

- (1) 各支所の図書館の管理運営について、責任の所在等明確にされるよう検討されたい。

### 【人権政策課】

意見

- (1) 市有財産売却の収入未済額については、今後も解消に向け努力されたい。

## 環 境 部

環境課 資源循環課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【環境課】

指摘事項

- (1) 墓地管理手数料の2部複写の手書き領収書については、あらかじめ一連番号を付して使用しているところであるが、書損分が保管されていないものが見受けられたので、取扱いについて、適正に処理をされたい。

### 【資源循環課】

指摘事項

- (1) 朝熊投棄場の収入について調定漏れがあり、収納金が指定金融機関に払い込まれていなかった。調定については、会計規則に基づき適正に処理するとともに、収納金の引継ぎについては遺漏のないよう努められたい。

意見

- (1) レジ袋有料化の伊勢モデルの取組みについては、マイバックの持参率が高水準で推移し、レジ袋の削減効果は大いに評価するものである。市内事業者等とともに取組まれたノウハウをさらに活かし、ごみの減量化のため簡易包装の取組みについても検討される

よう望むものである。

(2) ごみ袋の有料化について検討されたい。

#### 【清掃課】

意見

(1) ハッピーマンデーにおける収集業務については、収集体制などにより時間外勤務により処理されているが、人件費削減の面からも振替による対応をされるよう望むものである。

(2) ごみ等の収集作業にあたっては、交通事故等による公務災害の防止の面からも十分注意を払われたい。

### 健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 こども課（各保育所含む。）

長寿課 障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【健康課】

意見

(1) 健康管理は自助努力を基本に捉え、健康づくりを推進されたい。

(2) 国の医療構造改革により高齢者の医療の確保に関する法律が公布され、生活習慣病予防のための「特定健康診査」及び「特定保健指導」の実施が義務付けられ、平成20年4月から施行されることとなったが、市民へ十分な周知を図られるとともに、関係課及び関係機関と連携のもと円滑な事業の実施を望むものである。

#### 【医療保険課】

意見

(1) 国民健康保険料については、加入者負担の公平性の確保の観点から徴収体制の強化が図られているが、分割収納等時効の中断に積極的に取組まれ、より一層の収入の確保に努められたい。

(2) 時間外勤務については、国保制度の改正などやむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

(3) 75歳以上の後期高齢者について「後期高齢者医療制度」が創設され、三重県後期高齢者医療広域連合を中心とした準備作業が展開されているところである。市民への適切な情報提供をお願いするとともに、平成20年4月からの円滑な施行に向け努力されたい。

#### 【介護保険課】

意見

(1) 介護保険料については、加入者負担の公平の観点から徴収体制の強化が図られているが、分割収納等時効の中断に積極的に取組まれ、より一層の収入の確保に努められたい。

#### 【生活支援課】

意見

(1) ふれあいのまちづくり事業推進のため、社会福祉法人社会福祉協議会に補助金を交付し、弁護士による無料法律相談事業を実施しているが、広報広聴課においても同一事業があることから、整合を図り事業の統一を望むものである。

(2) 生活保護費が毎月資金前渡通帳に振込まれるが、年度当初は年度末分と混在するため、

さらにわかりやすい整理簿を作成されたい。

#### 【こども課（各保育所含む）】

意見

- (1) 保育料の収入未済額については、受益者負担の公平を期する面からも、保育所（園）と連携のもと保護者の理解を求め、未収金の解消に向け努力されたい。  
また、集金袋の活用など対面による収納など納付方法についても工夫されるよう望むものである。
- (2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

#### 【長寿課】

指摘事項

- (1) 敬老金の資金前渡については、すみやかに支払うとともに精算手続きをされたい。

#### 【障がい福祉課】

意見

- (1) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

### 産 業 部

商工労政課 企業誘致課 産業支援センター準備室 農林課 水産課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

#### 【商工労政課】

指摘事項

- (1) 矢持地区情報通信基盤整備事業にかかる一連の不手際な事務処理について、地域住民の皆様にもご迷惑をおかけする結果となり誠に遺憾である。事業の遂行にあつたては計画性をもち、関係機関等との調整については慎重に遺漏なく取組まれたい。

意見

- (1) 伊勢志摩地区観光土産品公正取引協議会は、観光土産品の内容量、容器及び表示等の審査をしているが、国・県の上級機関もあり、市には専門的知識を有する職員がいないことから適正な指導が望めないため、事業の廃止を望むものである。
- (2) 中小企業相談所の経営体質の改善及び強化を支援する振興対策として、補助金を交付しているが、伊勢市の振興策がみえてこない現状である。市としての構想を展開しながら、商店街の振興発展に取組まれるよう望むものである。

#### 【企業誘致課】

意見

- (1) 企業誘致については、まつり博跡地の社会基盤整備を実施し、奨励制度を見直すなど、積極的な誘致活動が可能となる態勢が整ったところである。企業進出の早期実現に向け、誘致活動に邁進されるよう望むものである。

#### 【産業支援センター準備室】

##### 意見

- (1) 内発型事業（地域産業の活性化）の展開と誘致型事業（企業誘致活動）の推進を図る拠点として産業支援センターがオープンするわけであるが、より一層の産業支援を期待するものである。

#### 【農林課】

##### 指摘事項

- (1) 産地づくり対策交付金については、理解不足等による事業の取組みにより過払い等の錯誤が生じ、対象農家の皆様には多大なご迷惑をかけることとなり、誠に遺憾である。事後処理については、迅速かつ誠意をもって対応され、予防策についても取組まれたところであるが、事務事業の執行にあたっては内部におけるチェック機能を徹底されたい。

##### 意見

- (1) 農業の担い手の育成及び確保に向けた取組みについては、各種事業の推進を図られているところである。安定した収入確保が可能となる自立した農業経営を目指し、三重県・各種団体の協力を得て事業を推進されたい。

#### 【水産課】

##### 意見

- (1) 堤防については、津波対策として順次整備されているところであるが、早期完成に向け国・県への働きかけを望むものである。

### 観 光 交 通 部

観光企画課    観光事業課    交通政策課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【観光企画課】

##### 意見

- (1) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

#### 【観光事業課】

##### 意見

- (1) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

#### 【交通政策課】

##### 意見

- (1) 伊勢市の交通課題を整理され、利便性、公平性のある総合交通体系の検討を望むものである。
- (2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

## 都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課  
宮川・横輪川改修対策室

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【監理課】

意見

- (1) 勢田川改修促進期成同盟会については、設立から年数も経過しており、直接市から要望活動が行えないかと思慮するところである。市と会の役割を検証されるよう望むものである。

### 【都市計画課】

意見

- (1) 駅前の整備計画については、市民が注目するところであるので、早期に情報を提供されるよう望むものである。

### 【基盤整備課】

意見

- (1) 道路整備、河川排水路整備等は快適な市民生活に欠かせないものであり、今後も維持管理を推進され、より安全、快適なまちづくりに努力されたい。

### 【維持課】

指摘事項

- (1) つり銭は適正に保管されたい。また、つり銭の必要性についても精査されたい。

意見

- (1) 高度成長期に架けられた橋梁については危険であるとして国からの調査により、目視等による確認をされたところであるが、腐食による事故も懸念されるので、調査等の方針について検討を望むものである。
- (2) 道路や道路事業用地などの公有財産の適正な管理については、負担の公平性の観点からも許可なく占用されていることのないよう実態調査を強化されるよう望むものである。

### 【建築住宅課】

意見

- (1) 住宅使用料については、訴訟対応等により徴収率の増加がみられるところであるが、引き続き収入未済額の解消に向け努力されたい。
- (2) 住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額については、引き続き取組まれるよう望むものである。

### 【宮川・横輪川改修対策室】

意見

- (1) 宮川改修事業については、年次計画により整備されているところであるが、堤防の老朽化による漏水等の発生箇所の整備促進についても、国・県への積極的な要望活動を望むものである。

## 二見総合支所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課 産業建設課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【地域振興課】

意見

- (1) 旧町の文書については合併により自治体が消滅したため、新市に引継ぎがされていないところであるが、永年文書については、適宜整理保存されるように望むものである。
- (2) 集中管理のマイクロバスについては、利用実績が少ないため、保管替えを含め活用方法について検討を望むものである。

### 【生活環境課】

指摘事項

- (1) 自動交付機内のつり銭と貸付金額に不一致がみられ、手数料の一部調定漏れが判明した。取引ジャーナルリスト、手数料及びつり銭については適正な確認をされたい。

### 【産業建設課】

意見

- (1) 二見しょうぶロマンの森については観賞期間が短いため、四季を通じて人々が訪れる場所となるよう、現行の指定管理料の範囲内で模索を望むものである。

## 小俣総合支所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課（グループホーム） 産業建設課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【地域振興課】

意見

- (1) 旧町の文書については合併により自治体が消滅したため、新市に引継ぎがされていないところであるが、永年文書については、適宜整理保存されるように望むものである。

### 【産業建設課】

指摘事項

- (1) 2部複写の手書き領収書に一連番号が付されず、また、書損分が保管されていないものが見受けられたので取扱いについては、適正に処理されたい。

## 御菌総合支所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課 産業建設課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項については特に認められなかった。  
また、意見については、次に述べるとおりである。

### 【地域振興課】

意見

- (1) 集中管理のマイクロバスについては、基準に該当する公益的団体からの申請に基づき



運行経費を負担して貸出しを行っているところであるが、貸出の方法及び形態について検討を望むものである。

## 会 計 課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

(1) 公金の収納に関しては、事務の実情に合致しない取扱いや辞令行為がないことにより職員の認識に温度差がみられたため、公金を扱う各所属長に対して出納員及び現金取扱員について周知徹底していただき公金の適正な収納に努められたい。

また、出納員等の事務引継についても適正に行われるよう配慮されたい。

## 上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

### 【水道事業】

意見

(1) 事業運営については、需要者の節水意識の定着等により使用水量は減少傾向にあるが、有収率の向上に努力されるとともに、経営の健全化と安全で良質な水の安定供給に努められたい。

### 【下水道事業】

意見

(1) 供用開始区域の市民に対しては、下水道への早期接続に向け、個別訪問など鋭意取り組みをされているところである。公共下水道の目的である衛生環境の向上と下水道事業会計の収入の根幹となる下水道使用料の増収のため、更なる水洗化の推進に努められたい。

## 市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

(1) オーダーリングシステムの機能を有効に活用し、病院業務の効率化、医療情報の一元管理及び会計時間短縮による公共性と経済性のバランスを保ちながら、公的医療機関として安定した医療サービスの向上に努められたい。

(2) 医師数の減少に伴い、外来患者及び入院患者が減少し、極めて厳しい状況である中で、

未収金の発生は病院経営を圧迫することから、一層の未収金対策に取組まれるよう望むものである。

(3) 医師及び看護師の確保についてさらに努力されたい。

## 教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所  
各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【教育総務課】

意見

- (1) 各学校及び各幼稚園で利用されず保管されている備品については、全庁的に有効利用できる方法を検討されたい。
- (2) 有緝小学校については、改築工事の翌年度に少人数教室から普通教室へ改修を行っている。クラス編成計画の困難さを理解するところであるが、生徒数の把握には特に留意されるとともに、生徒数の増減に影響を受けない改修方法の検討を望むものである。
- (3) 時間外勤務についてはやむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

### 【学校教育課】

指摘事項

- (1) 学校統一通帳に修学旅行援助の残額が留め置かれていたが、本来の援助目的に使用できるよう適切な事務処理について指導されたい。
- (2) 生徒の大会参加に伴う経費については、大会終了後に教育委員会から振込まれるため、一時的にPTA会費から立替えている事例が見受けられた。今後は、大会前に支払い手続きをされたい。

意見

- (1) 時間外勤務についてはやむを得ない事情も理解するが倍増しているため、人件費削減に向け努力されたい。

### 【生涯学習・スポーツ課】

指摘事項

- (1) 学校体育施設開放事業に関する使用料の収納については、旧伊勢市の各学校長に委託しているが、収納金の引継ぎの遅れにより指定金融機関への払い込みに日数を要している事例が見受けられたので、遅滞ない引継ぎを指導されるとともに、会計規則の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 毎年開催されている婦人会交流事業については、参加者が固定化傾向にあるため、交流のありかたについて検討されるよう望むものである。
- (2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが1人の職員に偏りがみられたので、業務の平準化を図るとともに、人件費削減に向け努力されたい。

## 【文化振興課】

### 指摘事項

- (1) 観光文化会館の指定管理者と締結した基本協定書の成果目標において未達成の項目が見受けられたので、適切な履行確認に努められたい。

### 意見

- (1) 尾崎罌堂記念館については、入館者数及び会議室の利用件数の低迷がみられるため、入館者の増加対策に取り組まれるとともに、指定管理者制度の導入について検討を願うものである。
- (2) 山田奉行所記念館については、指定管理者制度の導入に向けて検討を願うものである。

## 【教育研究所】

### 意見

- (1) 教育教材の備品については、高額なもの、特殊なもの、使用頻度の低い備品がみられるが、経済性及び有効な活用を行う観点から教育研究所での一括管理について検討されるよう望むものである。

## 【各小中学校・幼稚園】

### 指摘事項

- (1) 学校体育施設開放事業に関する使用料の収納を受託している学校において、数ヶ月間引継ぎがされていない事例が見受けられたので、すみやかに引継ぎをされたい。
- (2) 学校統一通帳に修学旅行援助の残額が留め置かれていたが、本来の援助目的に使用できるよう適切な事務処理をされたい。
- (3) 生徒の大会参加経費が学校統一通帳に振込まれたが、一時的に立替えたPTA会計に戻されることなく、留め置かれていたので適切に処理されたい。
- (4) 預かり保育の2部複写の手書き領収書で、書損分が保管されていないものが見受けられたので取扱いについては適正に処理されたい。

## 消防本部（署・分署・出張所）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

### 指摘事項

- (1) 消防職員の年末年始の休日勤務手当の過払いが発生したことは誠に遺憾である。法令を適正に解釈され、再発防止に努められたい。

### 意見

- (1) 火災予防条例で平成20年5月31日までに住宅用防災警報器の設置が義務付けられたところであるが、啓発を積極的に行い、予防活動を充実されたい。

## 議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 監査委員事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 農業委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 7 むすび

わが国の経済の基調判断においては「景気回復がこのところ足踏み状態にある」とされ、今後の地方財政を取り巻く状況を見通しても、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」における「歳出・歳入一体改革」で地方の一般歳出の削減方針が示され、地方税と地方交付税を合わせた地方一般財源が抑制基調になるなど、今後も極めて厳しい財政状況が続くものと考えられる。

今こそ全庁が一丸となり、組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化が図られているかの視点に立ち行財政改革を推進し、一層効率的で効果的な行財政運営に取り組んでいかなければならない。

一方で、市民の市政に関する関心も一段と高く、行政の現況に対する説明責任が強く求められているところである。職員ひとりひとりが職務の基本に立ち返り、公平性・透明性に十分留意し、関係法規等に準拠した適正な事務事業の執行に努められるとともに、各部局の長におかれては、今一度組織内のチェック体制を確認し、事務処理の誤りを未然に防止し、適正な執行が可能となるような体制の確保を強く望むものである。

なお、全般的共通事項を除く指摘事項、意見についても、各所属が共通認識をされ、適正な事務処理に取り組まれることを要望するものである。

## 随時監査（工事監査）

### 1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 20 年 2 月 13 日	産業支援センター新築工事	産業支援センター準備室
	日赤東紡線道路改良工事	基盤整備課

### 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査。

### 3 監査を実施した監査委員

小 松 尚 平（識見監査委員）  
浦 野 卓 久（識見監査委員）  
品 川 幸 久（議選監査委員）

### 4 監査の方法

平成 19 年度に係る工事のうち、施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の概要は次のとおりである。

### 5 監査の結果

工事の執行については、法令等に従いおおむね適正かつ効率的に執行されており、指摘すべき事項は認められなかった。

なお、意見については、次に述べるとおりであるが、検討の上今後の公共工事の品質の確保と適正化に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされたい。

#### 【産業支援センター新築工事】

意見

- (1) 公共建築物においては、特定施設の適否に関わらずあらゆる面から福祉仕様について検討されることを望むものである。
- (2) 物価資料及び業者見積価格の決定基準は平成 2 年度のままで、査定率が改正されることなく適用されている。現行と大きな違差はないと思慮するが改正を検討されたい。

#### 【日赤東紡線道路改良工事】

意見

- (1) 平成 13 年施行の「入札・契約適正化法」の主旨に則り、引き続き適正な施工体制の形成を望むものである。

## 6 工事技術調査結果報告書の概要

### (1) 産業支援センター新築工事

#### ア 工事概要 (建築工事)

(ア) 工事場所 伊勢市朝熊町地内

#### (イ) 工事内容

鉄骨造 2 階建 2 棟

建築面積 1,188m<sup>2</sup> (主な施設; 本棟 868.3 m<sup>2</sup> 実習棟 307.8 m<sup>2</sup>)

用途 事務所及び実習施設

(ウ) 工事請負業者 (株)堀崎組

(エ) 設計業務委託業者 (有)高橋徹都市建築設計工房 (平成 18 年度業務)

施工監理 中村建築設計事務所

(オ) 工事費 182,028,000 円 (消費税含む)

(カ) 工事期間 平成 19 年 7 月 4 日～平成 20 年 2 月 29 日

(キ) 工事進捗状況 計画出来高 94% 実施出来高 94%

#### イ 工事概要 (機械設備工事)

#### (ア) 工事内容

給水設備 一式 雨水利用設備 一式

排水設備 一式 廃水貯留設備 一式

衛生器具設備 一式 空調設備 一式

給湯設備 一式 換気設備 一式

ガス設備 一式 自動制御設備 一式

浄化槽設備 一式

(イ) 工事請負業者 杉山設備 (株)

(ウ) 設計業務委託業者 (有)高橋徹都市建築設計工房 (平成 18 年度業務)

施工監理 中村建築設計事務所

(エ) 工事費 47,250,000 円 (消費税含む)

(オ) 工事期間 平成 19 年 7 月 20 日～平成 20 年 2 月 29 日

(カ) 工事進捗状況 実施出来高 94% 証

#### ウ 工事概要 (電気設備工事)

#### (ア) 工事内容

受変電設備 一式 インターホン設備 一式

配線回路設備 一式 拡声設備 一式

電灯設備 一式 テレビ設備 一式

動力設備 一式 通信線路装置 一式

電話設備 一式 外灯設備 一式

(イ) 工事請負業者 吉福電気(株)

(ウ) 設計業務委託業者 (有)高橋徹都市建築設計工房 (平成 18 年度業務)

施工監理 中村建築設計事務所

(エ) 工事費 40,845,000 円 (消費税含む)

(オ) 工事期間 平成 19 年 7 月 20 日～平成 20 年 2 月 29 日

(カ) 工事進捗状況 実施出来高 95%

#### エ 書類調査における所見

##### [事業目的等]

当事業は、伊勢市内の多くの中小零細企業の産業振興をより一層進めるため、これまでの伊勢市工芸指導所にかわる新たな伊勢市産業支援センターの設立に平成 16 年 9 月から案創りに取りかかり、平成 18 年度に設計事務所に設計委託した。事業目的は、県産業支援センター・三重大学・商工会議所・商工会などと連携して、地場産業の振興、起業家への支援、企業経営力の強化、技能者の育成、情報発信による企業間連携、地場伝統工芸の振興、新たな企業誘致などを推進して地域経済の活性化につなげるため、この施設を建設するものである。

[建設に際して、特に配慮された事項]

\*設計に関して

(ア) 設計に際して、神宮神殿の建築様式と周辺街並みの伝統的古風な木造建築の様相を大胆に取り入れて、県営アリーナやUL ジャパンの近代建築など周辺環境との調和を保ち、且つ、内部にも木造様式を取り入れて伊勢独自の産業支援の取り組みを内外にアピールできるよう、意匠設計に配慮している。

(イ) シックハウス対策として、塗料・接着剤・木質建材の化学物質の低減を図るため、認定品 (F☆☆☆☆) の使用を指定している。

(ウ) 設備関係ではイニシャルコスト・ランニングコストの縮減のため、空調設備にシステム方式を、電灯器具にインバーター内蔵型を使用している。

\*工事中の配慮に関して

(エ) 工事は、建築工事、機械設備工事、電気設備工事がそれぞれ分離発注されているため、作業者間の連携と工程管理に配慮して工事を進めている。

[調査結果]

工事関係書類は、必要かつ十分なものが作成されており、一部に今後留意すべき事項はあるが全般的によく整備されている。

提示された書類を検分し、疑問点は直接担当者に質問し、当工事の事業目的・計画、設計・仕様、積算・契約、施工管理・品質管理及び施工監理等の各段階における技術的事項の実態について重点的に調査した。

その結果は、特記仕様書のシックハウス対策 (VOC 削減策) 及び建築工事共通仕様書の指定、積算基準・歩掛と設計単価の根拠、現場代理人等の配置技術者資格証明、下請業者等の施工体制、施工計画書の審査と受理、使用材料承諾手続き及び工場検査実施報告などの関係書類、監督員による工事中の立会確認記録及び施工監理の分掌区分と実施状況、など下記一部を除き大方の関係書類は何れも適切でよく整備されており、特に指摘すべき問題点はない。

ただ、今後留意が望まれる事項は、以下に示すとおりである。

(ア) 設計図書に関して

\*出入口の開口部開き戸の有効幅について

起業家支援室の開口部、相談室及びミーティングルームの開口部開き戸の有効幅が80cm以下になっている。当施設は特定施設でないため県福祉条例に規制されないが、当施設の使用目的や県内外からの見学者の受け入れなどを考えると全ての開口部ドアの有効幅は、他の各室出入口、入口スロープ、玄関からの事務室への誘導表示、多機能トイレなどと同様に福祉仕様の採用がよりベストであったと思われる。施設の供用開始までにそれらの運用について検討していただきたい。また、今後は特定施設の適否に関わらず、公共建築物においてはあらゆる面から福祉仕様について検討されることが望まれる。

(イ) 積算に関して

当工事の積算は、「公共建築工事積算基準」及び「建築数量積算基準・同解説」(何れも平成19年度版)に則り、「県設計単価」と指定された物価資料、不足は業者見積により単価決定している。予め決められた積算ルールにより、何れも実勢価格で厳正に単価決定を行っており、積算は適正なものとする。ただ、物価資料や業者見積価格の決定基準は平成2年度のままで、その査定率は改正されることなく適用されており、現行と大きな違差はないが改正が望まれる。

\*積算のチェック体制について、

積算は、適正な工事費を算出して予定価格を決定するための資料をつくるという業務であり、高い重要性和妥当性が要求されることは言うまでもない。工事の発注課においてはその特殊性を十分認識して、内部の役割分担で行っているが、これでは発注課の内

部統制機能を活かして、あくまで積算内容の検算や内部審査しているに過ぎない。積算はその目的からより高い透明性、客観性などが要求されるもので、積算内容に設計内容が反映されているか、過去の同様工事の施工条件と適用違いがないか、積算根拠も全て明確か、他課の同様の工事と比べて歩掛や単価設定等に偉差がないかなど、十分に点検・審査する必要がある。工事の設計・積算・施工の各段階において、設計と施工は会計法という検査を検査室が行っているが積算は内部点検だけになっている。したがって、現行の内部点検の方法に加えて、十分な審査機能がはたらく別の課（例えば検査室や技術管理課など）が点検・審査するというシステムの導入が必要であると思われる。

#### オ 現場調査における所見

現場において、直接業者からも説明を受け、工事記録写真を検分した限りでは、竣工まで残り 2 週間余りとなり、仕上げ補修とクリーニングの時期にある。工事の仕上り状況等から判断して、ほぼ計画工程の通りに順調に進んだものと思われる。

施工方法と施工状況、出来映え、工事中の資材保管、作業通路の確保、足場及び養生シートの設置状況、工事現場に必要な標識（建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用票、施工体系図の掲示）、安全看板の掲示、作業員の安全装具の着用、防災協議会の設立・運営、など何れも良好であり、日常の適切な施工管理が伺え、安全管理においても良好である。

機械設備の性能試験では、満水試験・圧力試験・気密試験を行い、記録も残している。

また、埋設管の沈下対策として、土間コンクリートより吊り金物で固定しているなど何れも適切である。

#### \*仕上げ補修とクリーニングについて

今後は、各室内全般のクリーニングを極め細かく行うことが必要で、仕上げ補修も然りである。また、掃除不足が原因してか、臭気抜きが不十分な室内があり、換気をこまめに行っていただきたい。

### (2) 日赤東紡線道路改良工事

#### ア 工事概要

(ア) 工事場所 伊勢市船江 1 丁目地内ほか

#### (イ) 工事内容

施工延長 L=696m 道路幅員 W=16m

道路土工 機械掘削 660m<sup>3</sup> 盛土 430m<sup>3</sup> 残土処理 550m<sup>3</sup>

地盤改良工 安定処理 4,390m<sup>2</sup>

排水構造物工 側溝 1,101m 集水桝 12 箇所 管渠 31m

縁石工 地先境界 1,199m

(ウ) 工事請負業者 (株) 西山組

(エ) 設計業務委託業者 南海カツマ(株) 松阪支店 (平成 19 年度業務)

施工監理 自主監理

(オ) 工事費 66,859,800 円 (消費税含む)

(カ) 工事期間 平成 19 年 11 月 16 日～平成 20 年 3 月 7 日

(キ) 工事進捗状況 計画出来高 68% 実施出来高 40%

#### イ 書類調査における所見

##### [事業目的等]

本事業は、東洋紡跡地の利用促進を図る大規模商業施設及び日赤神田線へのアクセス道路を整備するものである。設計を平成 19 年度に外部委託して続いて本線の工事を実施したものである。

##### [建設に際して、特に配慮された事項]



#### \*設計に関して

(ア)工場跡地の軟弱地盤であるため、路床改良に対し置換工法と比較検討を行い、セメント系固化材による地盤改良を選定している。

(イ)発生するコンクリート殻、アスファルト殻は再生資源処理施設に搬出、処理する設計である。

(ウ)隣接した日赤神田線と同様に、歩道にインターロッキング舗装、車道に排水性舗装を採用して整備している。

#### \*地元の環境保全への配慮に関して

(エ)商業施設の建設に加え、当道路工事の施工においても隣接の住宅地と協定を結び、作業時間規制や進入路入口の交通誘導員の配置など近隣に配慮した施工を行っている。

#### [調査結果]

工事関係書類は、必要かつ十分なものが作成されており、且つよく整備されている。提示された書類を検分し、疑問点は直接担当者に質し、当工事の計画・設計・仕様、積算・契約、施工管理・品質管理及び施工監理等の各段階における技術的事項の実態について重点的に調査した。

その結果は、設計基準、特記仕様書の内容（施工条件明示書）、土木工事共通仕様書の適用、積算基準（平成19年度三重県県土整備部）と県設計単価表等の根拠、現場代理人等の配置技術者資格証明、

下請業者の施工体制、施工計画書の審査と受理手続き、使用材料承諾手続き、工事打合せ簿の作成、監督員の立会記録、など一部に配慮が必要なことがあるが、大方の関係書類は何れも適切でよく整備されており、特に指摘すべき問題点はない。

ただ、今後留意が望まれる事項は、以下に示すとおりである。

#### (ア)施工体制について

一次下請業者4社の届出であるが、そのうち2社が相指名業者である。相指名業者への下請けは談合の温床となりやすく、事前に利益供与の意図があったのではないかと推測され、丸投げという一括下請けの形態も疑われるなど、疑わしい下請けをしないよう指導する必要がある。しかし、今調査時に請負者の事情説明によると、隣接する商業施設の道路工事に2社とも参加していること、一般的な道路工事の施工であり、しかも近接して同時期の工事になり効率があがること、元請として実質的な関与ができることなど、施工体制として不適切はないと考え参加を許したとのことである。今後も平成13年施行の「入札・契約適正化法」の主旨に則り適正な施工体制の形成が望まれる。

#### (イ)出来形管理の管理値の設定について

施工計画書の出来形管理表には、県土木工事施工管理基準に則った規格値の記載はあるが、現場で行う管理基準値が表示されていない。設計図面の設計値（規格値）に対して、自社の管理基準に基づいて現場で管理できる範囲、即ち管理値を表示しなければならない。また、施工計画書の受理時に指導の必要性があったことである。

#### (ウ)積算のチェック体制について、

前記建築工事と同様に、積算は、適正な工事費を算出して予定価格を決定するための資料をつくるという業務であり、その重要性は言うまでもない。設計書（表紙）に設計・検算と表示され、2人による工事発注課の役割分担が明示されているが、これは発注課の内部統制機能を活かした、あくまで積算内容の検算と内部審査しているに過ぎない。積算はその目的や重要性から、十分なチェック体制が必要であり、工事の設計・積算・施工の各段階において、設計と施工は会計法という検査を検査室が行っているが積算は内部点検だけになっている。したがって、現行の内部点検の方法に加えて、十分な審査機能がはたらく別の課（例えば検査室など）が点検・審査するというシステムの導入が必要であると思われる。

#### ウ 現場施工状況調査における所見

現場の工事進捗状況は、出来高約40%と計画よりかなり遅れている。遅れの原因は、

着工時の工事説明会での地元の了解が遅れたためであるが、隣接商業施設の外構工事との併行工事になり工程調整が必要であり、今後の工程管理が重要である。

現在、主に側溝等の付帯構造物の施工中であるが、工期内には間に合うとのことである。

\*工事の施工状況について

施工状況、コンクリート二次製品の側溝等の出来映え、各種施工中の養生、資材の保管状況、工事標示板・通行者への注意看板の設置、交通誘導員の配置、など施工管理状態はまずまずであり、日常の施工管理が伺える。

ただ、現場の路面（路床面か）が積雪の後であるが、ぬかるんでいる。工事用車両のタイヤに付着し、出入口でタイヤ掃除しているが十分とは言えない。また、場外に持ち出す恐れもあり早めの対策が必要である。後工程の路床改良（厚さ 70cm）では対象土を現場採取して配合設計しているが、現場で過大な配合にならないよう注意が望まれる。

# 財政援助団体等監査

## 1 実施年月日及び対象団体等

### (1) 財政援助団体監査（負担金・補助金）

実施年月日	対象団体	所管課
平成20年1月29日	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	生活支援課
平成20年2月14日	社団法人 伊勢志摩コンベンション機構	観光企画課

### (2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体（施設名）	所管課
平成20年1月30日	株式会社 図書館流通センター （伊勢市立伊勢図書館）	生涯学習・スポーツ課
平成20年1月31日	特定非営利活動法人 まなびの広場 （伊勢市観光文化会館）	文化振興課

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

## 3 監査を実施した監査委員

小松 尚 平 （識見監査委員）  
浦野 卓 久 （識見監査委員）  
品川 幸 久 （議選監査委員）

## 4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成18年度の事務、事業について当該課から資料提出を求めて各所属長から説明を受けた。その後現地へ出向き、団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

## 5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われていたか、目的に沿った事業運営が行われていたか等を主に実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

#### ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
社会福祉協議会運営事業負担金 (共通分)	負担金	101,306,562	民間社会福祉活動の推進方策について、調査・企画連絡調整を行うとともに、広報指導・その他の実践活動の推進に努め、地域福祉の推進を図る。
伊勢市社会福祉大会負担金	負担金	140,140	福祉講演会及び社会功労者の表彰を行うことにより、福祉活動の活性化を図る。
ふれあいのまちづくり事業補助金 (共通分)	補助金	10,329,858	地域の様々なニーズを明らかにし、その解決を地域住民と関係機関が協働して図ることにより、地域に根付いたきめこまやかな福祉サービスを展開し、誰もが安心して自立した生活を営み続けることのできる福祉のまちづくりを推進する。
福祉ボランティア育成事業負担金 (共通分)	補助金	8,018,875	小地域を活動拠点としたボランティアセンターを設置し、地域住民の福祉ニーズに応じた住みよい地域づくりを目指す。
支所運営管理事業(旧伊勢分)	負担金	276,000	みなとデイサービスセンターに併設された神社支所及び地区コミュニティセンターの電気料金を一括して支払うため。
合 計		120,071,435	

#### イ 所見

本年度実施した監査は、主に平成18年度中に伊勢市が財政的援助を行っている負担金及び補助金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、負担金・補助金については、事業目的に沿って事業が執行され、又、財務に関する事務についても、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

(ア) 事業報告書には「ふれあいのまちづくり事業補助金」「福祉ボランティア育成事業負担金」をはじめ、他の委託料等別途市から支出されている事業に対する記述が多く見受けられ、社会福祉運営事業負担金に対する実績については、事業の目的に即した具体的な事業内容がみえにくい状況になっている。

社会福祉法第109条に規定された地域福祉の推進を図るため、本来の趣旨に沿った事業展開の精査を願うものである。

(イ) ふれあいのまちづくり事業で実施する法律相談については、伊勢市広報広聴課が行う法律相談と整合を図り、統合に向けて検討されたい。

(ウ) 社会福祉運営事業負担金（法人運営事業）は人件費が大半を占めている中で、税理士及び社会保険労務士の報酬が多額であると思慮されるため、金額及び市負担の必要性を検証されたい。

(2) 社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢志摩観光コンベンション推進事業負担金	負担金	11,402,611	伊勢志摩地域における観光及びコンベンションの振興を図り、もって伊勢志摩地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

※ 負担金 11,402,611 円の内、人件費相当額 6,402,611 円は、伊勢市に収入済みである。

イ 所見

本年度実施した監査は、主に平成 18 年度中に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、負担金については、事業の目的に沿って事業が執行され、又、財務に関する事務についても、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

(ア) 官民が一体となり、より一層伊勢志摩地域の観光振興に取組まれるよう期待するものである。事業報告については、事業の効果及び実績を正確に把握するためにも、主体となって取組まれた内容を記述されるよう望むものである。

(3) 株式会社 図書館流通センター

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢図書館

指定期間：平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

指定管理料：215,100,000 円以内とする。(指定期間における総額)

〃：71,700,000 円 (平成 18 年度分)

イ 事業実績について

(ア) 収支計算書 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 3 1 日)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
<b>売上高</b>	<b>71,721,847</b>	<b>人件費</b>	<b>46,216,408</b>
指定管理料	71,700,000	給料手当	41,216,155
複合機設置料収入	12,000	法定福利費	3,430,878
公衆電話収入	9,830	通勤費	1,569,375
普通預金利息	17	<b>物件費</b>	<b>23,803,372</b>
		外部委託費	9,938,850
		水道光熱費	6,956,317
		消耗品費	3,018,879
		新聞図書費	1,195,823
		事務用品費	618,768
<b>収入合計 (A)</b>	<b>71,721,847</b>	<b>支出合計 (B)</b>	<b>70,019,780</b>
<b>収支差額 (A) - (B)</b>		<b>1,702,067</b>	

(イ) 貸借対照表 (平成 19 年 3 月 3 1 日現在)

(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	決算額	科目	決算額
<b>流動資産</b>	<b>4,704,062</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,001,995</b>
		未払金	3,001,995
		<b>剰余金</b>	<b>1,702,067</b>
		当期純利益	1,702,067
<b>合計</b>	<b>4,704,062</b>	<b>合計</b>	<b>4,704,062</b>

ウ 所見

本年度実施した監査は、平成 18 年 4 月 1 日から伊勢市が公の施設の管理を依頼している指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った扶助費等について、関係諸帳簿、証書類の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

(ア) 指定管理者選定時に設定した貸出冊数 3 倍の当初目標には、残念ながら達していない状況であるが、入館者数・貸出冊数とも増加し、外部評価として実施したモニタリングの結果も良好である。今後も専門性を発揮し、利用者へのきめ細やかなサービスを展開され、目標達成に向けての取組みを期待するものである。

(4) 特定非営利活動法人 まなびの広場

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：観光文化会館及び観光文化会館駐車場

指定期間：平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

指定管理料：100,200,000円以内とする。(指定期間における総額)

〃：34,700,000円(平成18年度分)

イ 事業実績について

(ア) 収支計算書(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
売上高	106,291,067	人件費	28,021,003
指定管理料	34,700,000	維持管理費	19,206,058
会館利用料	35,226,547	管理運営費	19,063,877
駐車場利用料	6,015,590	自主事業	36,697,973
自主事業	29,772,995		
その他	575,935		
収入合計(A)	106,291,067	支出合計(B)	102,988,911
収支差額(A) - (B)		3,302,156	

(イ) 貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	20,091,704	流動負債	16,789,548
現金預金	18,928,165	未払金	12,089,114
未収入金	1,014,789	預り金	9,550
仮払金	148,750	仮受金	250,890
		前受金	4,439,994
		負債計	16,789,548
		剰余金	3,302,156
		当期純利益	3,302,156
		資本計	3,302,156
合計	20,091,704	合計	20,091,704

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成18年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類の提

出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 指摘事項

- (ア) 基本協定書の実現に向けて努力されているが、成果目標において「観光だよりの発行」に関する項目が未着手であったため、適正に履行されたい。

#### 意見

- (ア) 利用者の満足度が向上するなどモニタリングの結果も良好であり、また、維持管理費のコスト削減など様々な取組みにより収益を確保されたことを評価するものである。今後もノウハウの活用により、会館が提供するサービスの充実及び情報発信と利用率の向上への取組みを期待するものである。